

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

三重県人事委員会

(写)

人 委 第 109 号

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 議 会 議 長 藤 田 宜 三 様

三 重 県 知 事 一 見 勝 之 様

三 重 県 人 事 委 員 会

委 員 長 浅 尾 光 弘

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告

三 重 県 人 事 委 員 会 は、地 方 公 務 員 法 第 8 条 第 1 項、第 14 条 第 2 項 及
び 第 26 条 の 規 定 に 基 づ き、人 事 管 理 及 び 職 員 の 給 与 に つ い て 別 紙 第 1
の と お り 報 告 し、併 せ て 給 与 の 改 定 に つ い て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 し
ま す。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 人事管理に関する報告	2
1 人材の確保・育成等	2
2 勤務環境の整備	10
第2 職員の給与に関する報告	15
I 職員の給与を決定する諸条件等	15
1 職員の給与	15
2 民間従業員の給与等の調査	15
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	16
4 物価及び生計費等	17
5 国家公務員の給与	18
II 職員の給与に関する見解	22
1 本年の民間給与との比較による給与改定	22
2 その他の課題	24
第3 むすび	26
別紙第2 勧告	27

参 考 資 料

報 告

社会経済状況や県民ニーズが変化する中、県政の諸課題に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務組織は能率的で活力のある組織であり続ける必要があります。

とりわけ人事行政は、あらゆる行政課題の解決や行政サービスの質の向上を図る上で根幹となるものであり、さまざまな課題に対し、的確な時代認識のもと、適切に運用していくことが極めて大切です。

そのためには、行政の中核を担っていく公務人材を確実に採用し、計画的に育成するとともに、職員が健康でやりがいを持って働くことができる勤務環境及び職務・職責に応じた給与制度を整備することが重要となります。

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について、絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

以上のことをふまえ、本委員会は、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

第1 人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

近年、生産年齢人口の減少や民間企業における高い採用意欲の継続等により、公務員の採用を取り巻く環境は厳しさを増し、県職員、教員、警察官とも受験申込者数の減少傾向が続いています（図1～3参照）。社会情勢等の急激な変化に伴い、高度化・複雑化・多様化する行政課題に的確に対応するためには、県として、人材の確保に一層注力していく必要があります。

このような中、「三重県職員採用候補者A試験（以下「A試験」という。）」では、受験者の裾野を広げるとともに、就職活動の早期化に対応するため、通常の試験より早い時期に実施する試験（以下「早期枠試験」という。）の実施職種を拡大した結果、令和8年度のA試験全体の受験申込者数は1,250人となり、早期枠試験を導入する前の令和5年度（631人）と比較すると約2.0倍となっています。

このほか、民間企業や国、地方公共団体等における経験を有する人材を採用するため、「三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験」及び「三重県職員（行政実務経験者）採用選考」において、実施職種の拡大や受験可能年齢の上限の引上げを行いました。また、「三重県職員採用候補者C試験」の技術職種において、民間企業の選考時期をふまえて、最終合格発表の時期をおよそ1か月前倒しする見直しを行っています。

人材確保に向け、こうした取組を進めているところですが、総合土木等の技術職種では採用予定数の確保が厳しく、とりわけ獣医師では受験者の確保自体、困難な状況が続いています。

公務人材の確保が厳しさを増す中、国家公務員採用試験の教養区分においては、受験可能年齢の下限が引き下げられ、大学在学中に複数回受験することが可能とされています。また、他の地方公共団体においても、大学3年生の秋頃に受験可能な試験を導入するなど、受験機会の拡充に向けた取組が急速に進められています。

このため、国や他の地方公共団体の動向を注視し、さらなる試験制度の見直しを検討するとともに、三重県職員について関心を持ち、就職先として選ばれ

るための情報発信に取り組んでいくことが重要です。

本委員会では、説明会や相談会の開催に加えて、大学や民間企業が実施する合同説明会への参加、転職サイトやX（エックス）の活用を通じ、さまざまな層に向けての情報発信を実施しています。

令和7年度は、新たな採用案内ホームページ「三重県職員採用ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）を立ち上げ、県内外への情報発信を行ったほか、三重県職員への関心を高め、ポータルサイトへ誘導するSNS・Web広告の実施にも取り組みました。

特に、ポータルサイトについては、情報の所在のわかりやすさやスマートフォンなどの多様な端末による閲覧のしやすさなどを重視して構築するとともに、平均年次有給休暇取得日数や育児休業取得率といった職員の働き方に関するデータ、動画による職員のインタビュー記事等を掲載することで、三重県職員として働く姿をよりイメージできるよう内容の充実にも努めました。この結果、以前の採用案内ホームページと比べて、閲覧者の滞在時間が伸び、徐々にポータルサイトの公開による効果が得られつつあります。さらに、採用内定者の不安を少しでも解消できるよう、ポータルサイト内に専用のページを新設して、内定者が知りたい情報、または内定者に知ってほしい情報を発信し、さらなる活用にも取り組んでいるところです。

一方で、こうした取組が効果的なものとなっているか確認し、今後、どのような採用活動が必要となるのかについて検証した上で、取組を充実させていくことも重要です。令和8年度は、県内外の大学のキャリアセンターや県立学校等を積極的に訪問し、担当者との意見交換を通じて、学生が就職活動において何を重視しているか、どのような情報を求めているかといった意見を聴くことに取り組んでおり、訪問を継続することで、説明会や情報発信等の充実につなげていきます。

このほか、より効果的な人材確保につながるよう、人事管理に携わる担当者同士が連携・協力するとともに、諸課題に対応する十分な体制を構築していくことが必要です。

教員については、令和8年6月1日時点で、小中学校及び県立学校において欠員が生じています。県教育委員会では、採用試験の改善に加えて、大学生等

を対象とした「三重県教職ガイダンス」の実施や大学と連携して学生が学校現場を体験できる機会の充実に取り組んでいます。さらに、新たに転職フェア（合同企業説明会）へ出展し、社会人へのアプローチも始めており、このような取組を通じ、今後も教職の魅力を発信し続けていくことが重要です。

警察官については、令和８年度試験において、受験者の裾野を広げるため、体力試験を１次試験から２次試験に変更して実施しました。引き続き、試験制度の改善のみならず、説明会や体験型イベント、ＳＮＳの活用等により、社会人を含めた幅広い層に対して、警察官のやりがいや魅力を発信し、人材確保につなげていくことが求められます。

図1：県職員採用候補者A試験 採用予定数及び受験申込者数の推移

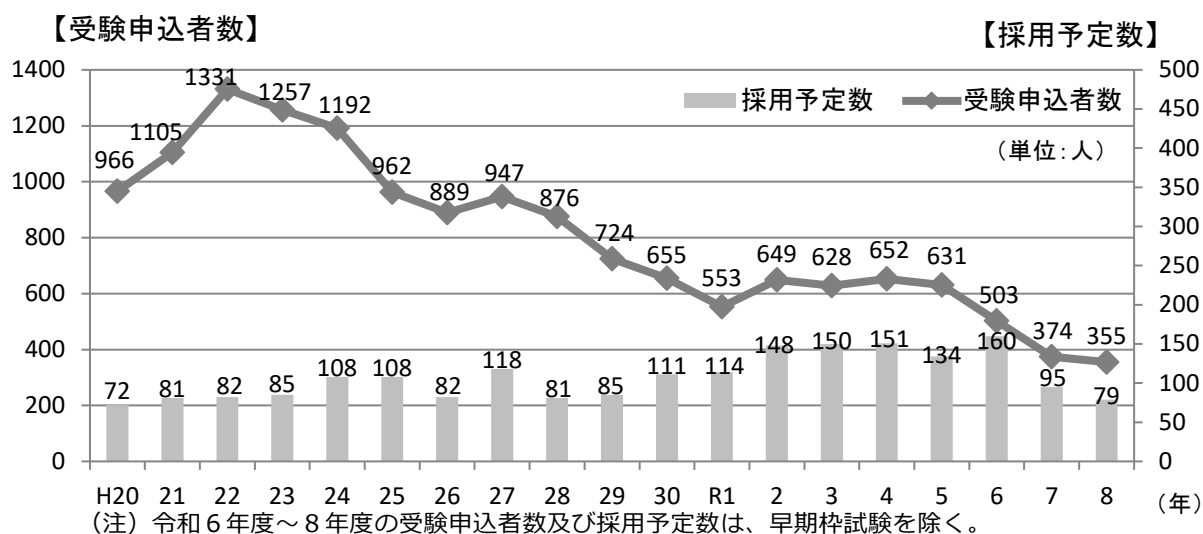


図2：教員採用選考試験 採用予定数及び受験申込者数の推移

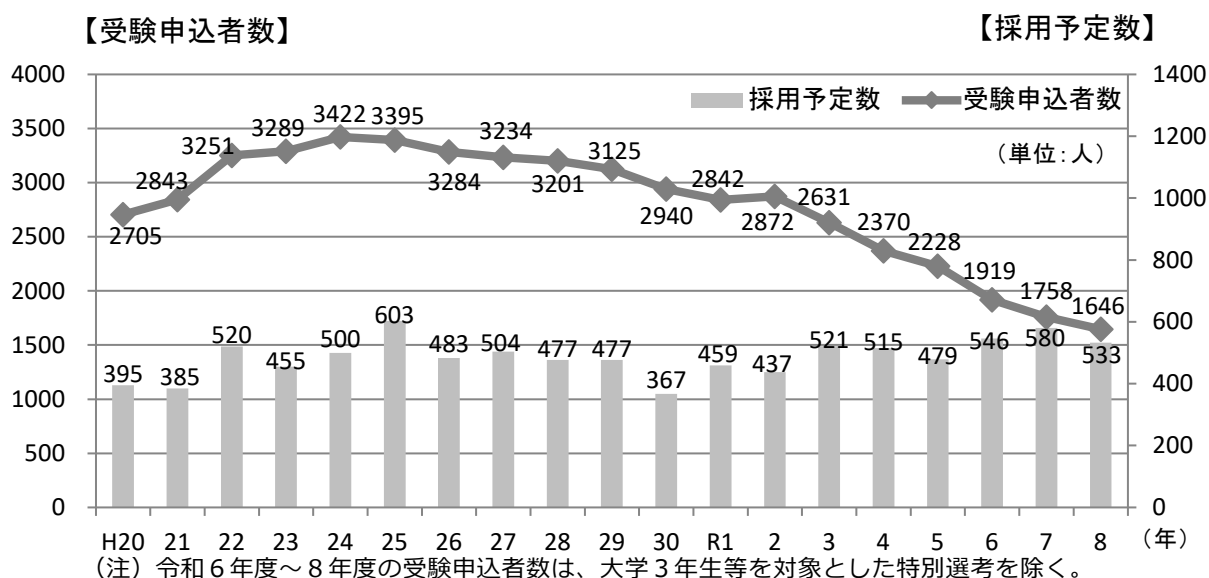
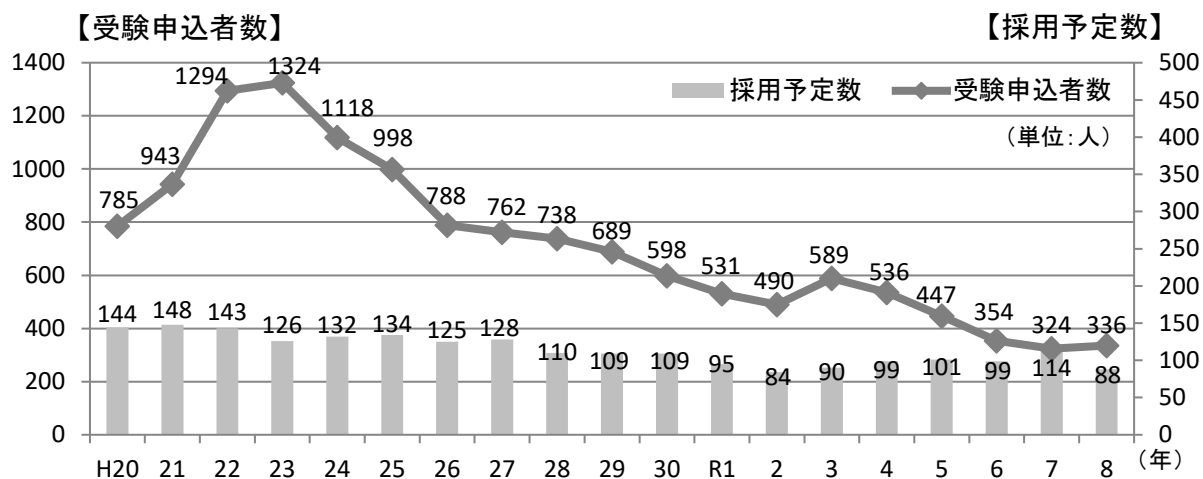


図3：警察官採用候補者試験 採用予定数及び受験申込者数の推移



(2) 組織全体で取り組む人材育成等

ア 若手・中堅職員の人材育成

公務を取り巻く環境が刻々と変化する中、高度化・複雑化・多様化する行政課題に適切に対応するためには、若手・中堅職員の成長・活躍を支援し、その能力を最大限に発揮できる環境を整えることにより、組織力向上につなげる必要があります。

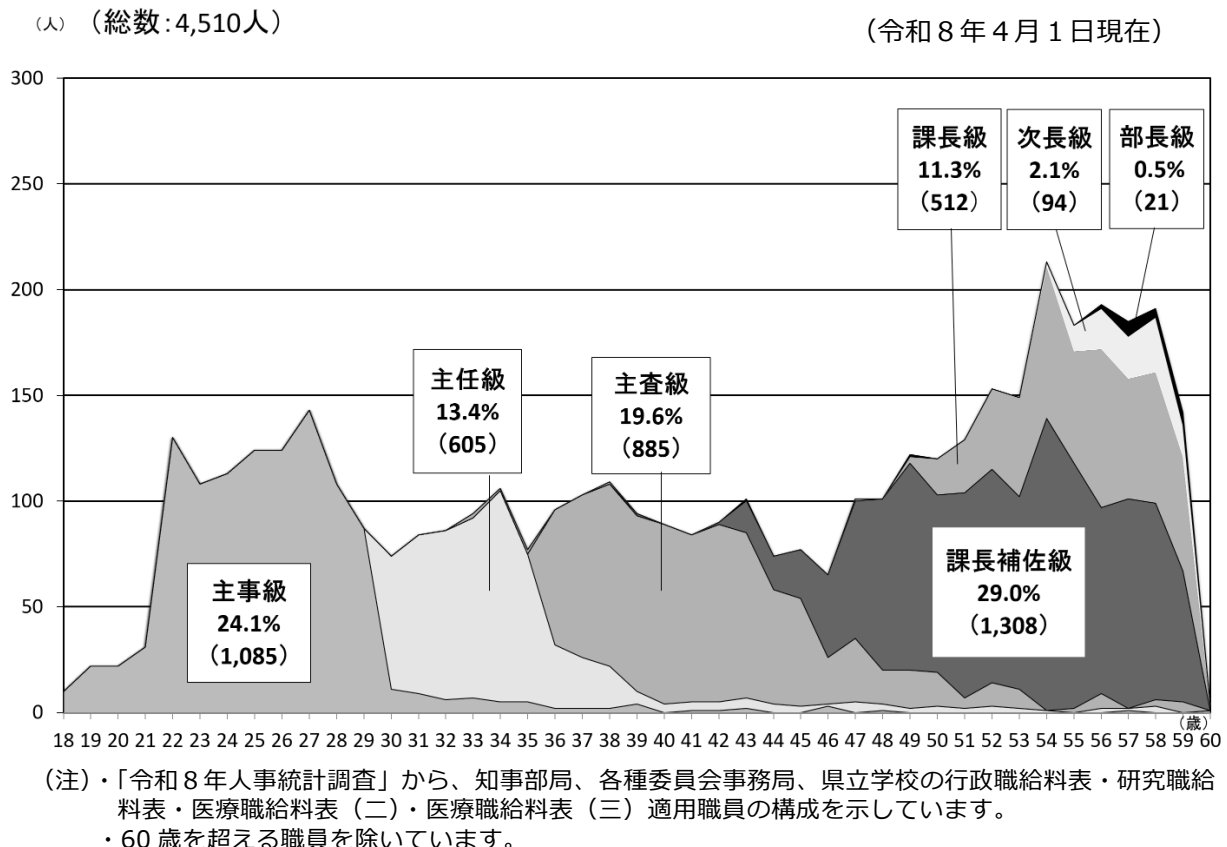
人事院は、令和8年の公務員人事管理に関する報告において「行政課題の複雑化・高度化や専門的知見の重要性の高まりに伴い、職員一人一人が時代に応じた知識・技能を身に付ける必要性が高まっている。また、キャリア形成への関心や人的資本経営の観点の重要性もより一層高まっている。」と述べています。

これまでも、各任命権者において、職級や在職年数ごとに必要な能力を習得する研修のほか、職員の主体的な能力開発や学びを支援する研修など、職員の成長を促進するための取組が行われているところです。

知事部局等においては、現在の職員構成において、多数の割合を占める概ね50歳以上の職員が今後10年程度の間に関職定年を迎え、若手・中堅職員が早期にマネジメントを行う立場となることが想定されます(図4参照)。このため、令和8年度から新任主査級研修において、前向きな行動力とチームを動かす力を身につける内容を新たに取り入れるなど、実際にマネジメントを行う前から、必要となる能力について学ぶ機会が設けられています。

また、管理職員は、定期的を実施する面談はもとより、普段から積極的にコミュニケーションを図りながら、職員一人ひとりがめざす姿を丁寧に聴き取り、適切なアドバイスを行うなど、若手・中堅職員の成長や活躍を支援していくことが求められます。

図4：年齢・職級別職員構成



イ 人材育成等による活躍推進

職員が持つ能力を高めつつ、その適性をふまえながらさまざまな事情に応じた人材育成等を行うことにより、組織の活力は一層高まります。

女性職員の活躍推進について、管理職員に占める女性職員の割合は、知事部局等職員で18.1%（令和8年4月1日時点）、教職員で34.9%（令和8年5月1日時点）となり、令和7年度と比較して増加しています。警察においては、令和7年度に引き続き三重県警察出身者として女性警視2名が在職しています。

次世代育成支援及び女性活躍推進については、任命権者ごとに定める特定事業主行動計画に基づき、適性・経験を生かせる職や多様な経験を身につけることができる職へ女性職員を積極的に配置するなど、目標達成に向けた取組を着実に推進していく必要があります。

障がいのある職員については、知事部局等では、働きやすい環境づくりを目的に職員同士のつながりを構築するためのセミナーや相談体制の強化等に

取り組んでいるところです。各任命権者においては、職員の特性を把握し、採用後もその情報を組織として共有するとともに、今後もそれぞれの職場で活躍することができるよう、途切れのない育成支援に努めることが重要です。

また、組織力の向上を促すためには、年齢にかかわらず、職員自身の意欲や能力を発揮できる環境を整えることが求められます。知事部局等において、40歳職員向けには、あらためて自身のキャリアについて考える研修、50歳以上の職員向けには、これまでの経験を振り返り、今後の働き方や役割について考える研修がそれぞれ実施されているところです。

加えて、職員のキャリア支援充実のためのアンケートが実施されており、その結果を活用することで、職員の将来を見据えた取組も期待されています。

さらに、60歳を超える職員がこれまで培ってきた知識や経験を最大限に生かせるよう、各任命権者には、適材適所の人事配置と併せて、職員の心身の健康保持にも留意しながら、本人に期待する役割を伝えた上で、いきいきと働くことができる職場環境の整備についても求められています。

今後も、職員が抱えるさまざまな事情に配慮しつつ、職員自らが具体的なキャリアビジョンを描くことができる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

(3) 適切な人事評価に基づく人事管理

人事評価制度は、地方公務員法において、任用・給与・分限等の人事管理の基礎として位置づけられており、制度の適切な運用は、職員一人ひとりの成長と組織力の向上につながる重要な手段です。

評価者・被評価者それぞれが、任命権者ごとに定められた制度の趣旨や運用方法について理解した上で、評価者は、職員に応じた目標設定を行い、評価に際して職員の能力及び業績を公正に把握して、評価結果に基づいた適切なフィードバックを行うことが不可欠です。

知事部局等において、被評価者向けに、引き続き制度の目的や評価基準等について周知するとともに、評価者向けには、令和7年度から、新しく評価者となる新任所属長に対し、従来の研修内容に加え、評価する際のポイント等について重点的に研修を実施しています。また、令和6年3月に策定された「三重

県人財マネジメント戦略」をふまえ、令和８年度から、人材育成の役割を担う課長補佐級職員を対象に、人事評価を活用したインセンティブ制度を導入しており、課長補佐級職員のモチベーションの向上とともに、その効果として若手職員等の主体的な成長につながることが期待されています。

会計年度任用職員については、令和６年度以降、勤勉手当の支給が開始されたことから、評価者・被評価者の双方が人事評価制度を理解し、よりの確かつ公正な運用に努める必要があります。管理職員は、会計年度任用職員の人材育成、チームワークの向上につながるよう、必要に応じて助言・指導を行うとともに、会計年度任用職員が高い意欲を持ち、能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に努めることが重要です。

各任命権者は、引き続き、職員の主体性や意欲を引き出すような制度の運用に努めるとともに、各職級に求められる職責を果たしているかなどを把握し、下位の評語を含めて各評語の水準に応じた適正な評価を行い、勤務成績が不良な職員に対しては、必要に応じて降任・免職などの分限処分も含め、厳正に対処することが求められます。

（４）不祥事及び不適切な事務処理の防止に向けた取組の徹底

不祥事及び不適切な事務処理の防止に向け、各任命権者においては、コンプライアンスミーティングや発生事案を題材とした研修の実施、内部統制制度の運用等あらゆる機会を通じ、職員一人ひとりの意識の向上を図り、的確な業務の進め方を徹底することで、主体的に取り組んできたところです。

こうした中、多くの職員が懸命に職務に励んでいるにもかかわらず、依然として不祥事等が発生しています。

知事部局等では、令和８年３月に「不正事案等の再発防止に向けた取組」をとりまとめたところです。その中で、不正事案等が発生した背景には、多忙の中で周囲の職員に相談しづらい職場環境があったことから、業務の効率化・削減や職場内でのミーティングの実施などについて、重点的に取り組んでいるところです。

また、所属長をはじめとする管理職員においては、職員の家庭事情、急激な業務量の増加、人事異動等環境が変化する場面には特に留意しつつ、職場内の

ミーティング、個別面談などさまざまな機会を活用し、普段から職員の様子を注意深く見ていくことが大切です。こうした平常時の職員に対する認識こそが、不安や悩みを抱える職員への気づきにつながることから、いつでも安心した雰囲気の中で話ができる職場づくりに取り組むことが重要となります。

職員においては、自らの行動が県民の公務に対する信用に影響を与えることを常に認識し、公務の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識を持って行動することが求められます。

各任命権者においては、職員の不祥事等に対して厳正に対処するとともに、発生した原因を詳細に検証し、再発防止策を考え、組織全体で共有し、実践するなどして、不祥事等を根絶できるよう取り組んでいく必要があります。

2 勤務環境の整備

(1) 知事部局等における労務管理の推進

職員が心身の健康を保持し、活力ある組織づくりを行うためには、長時間労働については是正していくことが重要です。

平成31年4月以降、時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入されましたが、他律的業務の比重が高い所属（他律的所属）は、月45時間・年360時間の上限を超えて、月100時間未満・年720時間まで時間外勤務を例外的に認められています。

令和7年度当初に指定された他律的所属は、全所属のうち50.5%でしたが、令和8年3月には60.5%に増加しました。令和8年度についても、年度当初に指定された51.6%から8月時点で57.5%に増加しています。

令和7年度は、年間500時間超の時間外勤務者は179人と、令和6年度の188人より減少したものの、依然として一定数の職員の長時間労働が続いている現状にあります。

このような中、M i e るビーイング^(※1)推進方針の柱のひとつである「業務改善・業務の効率化による仕事の進め方改革」により、職員がアイデアを出し合い、好事例を各部局で共有し活用する取組が進められているほか、「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクト^(※2)により、DXを活用した業務改善に取り組んでいるところです。

また、令和7年度から始まっている勤務間の休息时间(勤務間インターバル)

確保に向けた試行に加え、令和8年度からは行政手続に係る窓口受付時間短縮化の試行に着手するなど、勤務環境の改善にも取り組んでいます。

こうした取組のほか、適度な執務スペースの確保をはじめ、ハード面での環境についても改善していくことで、職員のさらなる負担軽減につなげていく必要があります。

さらに、業務量に応じた定数管理や柔軟な応援体制の構築に努めるなど、適切な人員配置等を併せて進めることも重要です。

職員のメンタルヘルス対策として、心の健康の保持増進（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、職場復帰・再発防止（三次予防）の各段階に応じた取組を継続して進めていますが、職員の連続1か月以上の長期病休者のうち、精神疾患による長期病休者は、平成30年度が70人であったのに対し、令和7年度は94人となっています。

このため、階層別研修において入庁時の早い段階からセルフケアに関する啓発を行うことで、職員が心身の不調を感じた際に、ためらうことなくメンタルヘルス相談を利用できる環境を整備しています。安全衛生管理責任者及び所属長においても、ストレスチェックの集団ごとの分析やその結果を活用した職場環境改善に努めているところですが、ストレスチェックのさらなる活用も含め、引き続き、職員がメンタルヘルス不調に陥らないよう、組織として計画的かつ継続的に取り組んでいくことが重要です。

- ※1 M i eるビーイング：「見える化（共有化）」「ウェルビーイング（個人や社会の良い状態）」「三重県」を掛け合わせた造語で、職場環境を整え、仕事のやりがいや職場の活気を一層高めることを目的とした取組
- ※2 「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクト：DXによる職員の仕事の進め方や働き方の変革を推進する「コミュニケーション活性化プロジェクト」や「業務効率化プロジェクト」等の5つのプロジェクト

（２）学校における労務管理の推進

令和7年度における時間外労働が月45時間の上限を超えた教育職員の割合は、小学校で7.4%、中学校で22.5%、県立学校で8.3%となっており、さまざまな取組により改善されつつあるものの、依然として長時間労働の解消には至っていません。

長時間労働の是正に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフ等の専門人材や地域人材の確保などにより、教員を支援する体制の強化に取り組むとともに、主幹教諭や教頭マネジメント支援員の配置により、管理職員の負担軽減にも努めています。

このような中、令和7年6月には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の一部を改正する法律が公布され、県教育委員会では、令和8年3月に業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「計画」という。）が策定・公表されたところです。県及び市町の教育委員会は、それぞれが策定する計画に基づき、教職員の働きやすさや心身の健康の確保に向け具体的な取組を進めるとともに、こうした取組が実効性のあるものとなるよう、県及び市町の教育委員会と学校が一体となって取り組んでいくことが重要です。本委員会としても、さまざまな取組が着実に実行されるよう、勤務環境調査等により状況の把握に努め、県教育委員会と連携していきます。

また、三重県における教育職員の精神疾患による休職者は、平成30年度の87人に対して、令和6年度は106人となっています。

県教育委員会では、教職員を対象に、メンタルヘルスに対する正しい理解を目的としたセルフケア研修、早期にメンタルヘルス不調へ対応するためのカウンセリング、円滑な職場復帰と再発予防を目的とした臨床心理士による面談を実施するなど、組織全体で取り組んでいます。

引き続き、精神科医や臨床心理士等の専門家からの助言を参考に、より効果的なメンタルヘルス対策を進めていくことが必要です。

（３）警察における労務管理の推進

警察の職場においても、時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入され、勤務の特殊性からほぼ全ての所属が他律的所属となっています。

事件・事故に係る現場対応のみならず、書類作成や各種報告等の事務的負担が多いことから、長時間労働につながる場合があります。令和7年度には、一部の警察署間で合同当番制度を設けて、限られた職員の中で、より効率的、効果的に業務を遂行できるよう、業務体制の見直しに着手するとともに、今後、

令状や証拠書類のデジタル化を予定しているなど、職員の負担軽減を図っています。

なお、近年、女性警察官が増加していることに伴い、女性専用の仮眠室やシャワー室を整備するなど、ハード面においても勤務環境の改善に取り組んでいます。

また、職員の健康リスクについては、早期発見・早期対応につなげるため、安全衛生管理者を対象とした、外部講師によるラインケア研修を実施するとともに、不安や悩みを抱える職員に対し、身近な同僚職員がサポーターとして相談に応じる取組を進めるなど、気軽に話することができる風通しのよい職場づくりにも努めています。

引き続き、職員一人ひとりが安心して職務に従事できる勤務環境の整備や職員の健康管理について取り組んでいくことが必要です。

(4) 柔軟な働き方

職員自らのライフスタイルに応じた働き方が可能となる勤務環境を整備することは、職場の魅力を高め、公務を担う人材をひきつける好循環につながると考えられます。

これまでも在宅勤務や早出・遅出勤務の制度を活用して、働く場所や時間を柔軟にできるよう取り組んできましたが、令和7年10月には仕事と育児との両立支援制度として部分休業制度が拡充され、令和8年6月には犯罪被害を受けた職員等の負担軽減、心身の回復等を支援することを目的に、新たな休暇が設けられるなど、職員の事情に配慮した勤務環境の充実にも努めているところです。

本年の人事院勧告においては、無給休暇の新設や代休日指定等の見直しなど、柔軟な働き方の推進に向けた新たな取組が示されており、職員一人ひとりがライフスタイルに応じて働くことができるよう、引き続き、こうした国や他の地方公共団体の動向にも注視し、必要に応じて検討することが重要です。

(5) ゼロ・ハラスメントの実現

ハラスメントは、職員が十分に能力を発揮する妨げとなるだけでなく、個人

の尊厳や人格を不当に傷つける、決して許されない行為です。貴重な人材の損失につながらないよう、組織全体で対応すべき問題としてとらえることが重要です。

職員から寄せられる相談の中には、依然として当事者間のコミュニケーション不足が原因と考えられるものもみられます。各任命権者において、ハラスメントに関する研修を実施しているところですが、引き続き、管理職員が中心となって、職員一人ひとりがお互いを信頼しあえる職場づくりに努めることが大切です。

社会問題になっているカスタマーハラスメントについては、「カスタマーハラスメントは許されない」という基本的な考え方のもと、社会全体でその防止に取り組むことを目的に、「三重県カスタマーハラスメント防止条例案」が議会に上程されたほか、知事部局等では、電話対応の通話録音及び事前告知アナウンスの運用をはじめ、職員に対するマニュアルの作成や相談体制の整備にも努めているところです。

各任命権者においては、行政サービスの提供に支障が生じることのないよう、引き続き、さまざまなハラスメントから職員を守る仕組みづくりが必要です。

第2 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和8年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教育職員等を含めた職員の数、18,908人（定年前再任用短時間勤務職員ならびに暫定再任用職員ならびに職員の給与に関する条例附則第24項及び公立学校職員の給与に関する条例附則第16項により給料月額が決定される60歳を超える職員を除く。）でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等9種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、420,932円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている職員は、4,796人であり、その平均給与月額は、391,065円（平均年齢42.0歳）でした。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

（1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、県内671の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した135事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22職種5,724人）に対して、本年4月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について、訪問等により詳細に調査を行いました。

併せて、研究員、医師等（54職種858人）についても、同様の調査を行いま

した。

(2) 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は78.0%、ベースアップを中止した事業所の割合は1.2%、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.7%でした。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は97.3%でした。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第16表、第17表 参照)

イ 初任給の状況

新規学卒者の初任給は、大学卒で255,721円、短大卒で225,438円、高校卒で211,268円となっていました。また、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は企業全体で採用した場合を含めて、大学卒で64.5%、高校卒で61.0%となっており、そのうち大学卒で90.5%、高校卒で88.1%の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で9.5%、高校卒で11.9%でした。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第12表、第14表 参照)

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

「令和8年人事統計調査」及び「令和8年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあってはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った上で、その公民給与の較差（以下「公民較差」という。）を算出しました。

その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人あたり平均12,271円（3.10%）下回っていました。

公 民 較 差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	407,505円
職員の給与 (B)	395,234円
公民較差 (A)-(B)	12,271円 (3.10%)

(注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。

2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者4,796人（定年前再任用短時間勤務職員ならびに暫定再任用職員ならびに職員の給与に関する条例附則第24項及び公立学校職員の給与に関する条例附則第16項により給料月額が決定される60歳を超える職員を除く。）から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた4,647人です。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額の4.69月分に相当しており、職員の特別給である期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分下回っていました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第15表 参照）

4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数（総務省統計局）は、前年同月に比べると全国で1.4%、津市で0.6%上昇していました。

「家計調査」（総務省統計局）によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時点では、全国で前年同月比名目0.4%の増加、津市で同4.5%の減少となっていました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ162,330円、184,750円及び207,150円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査（パートタイム労働者を含む。事業所規模30人以上）」（三重県統計課）によると、本年4月の「きまって支給する給与」は、前年比で5.7%上昇していました。

本年4月の有効求人倍率は、三重県で1.17倍（前年同月1.16倍）（三重労働局）、

全国で1.18倍（同1.25倍）（厚生労働省）となっており、また本年4～6月期の完全失業率（モデル推計値、総務省統計局）は、三重県で2.0%（前年同期2.1%）、全国で2.6%（同2.6%）となっていました。

参考資料	Ⅲ 生計費関係資料	参照
	Ⅳ 労働経済関係資料	

5 国家公務員の給与

（1）人事院勧告

人事院は、本年8月7日に国会及び内閣に対し一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。主な改定内容等は次のとおりです（詳細は資料1～3参照）。

- ・民間給与との較差15,056円（3.51%）を解消するため、俸給表を引上げ改定（資料1）
- ・民間の再雇用者の状況をふまえ、再任用職員の月例給を改善（資料1）
- ・民間の支給状況等をふまえ、ボーナスを0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分（資料1）
- ・特定任期付職員の勤勉手当について、高い成績率を適用可能とするよう見直し（資料1）
- ・初任給調整手当及び宿日直手当について、俸給表の改定状況等をふまえ、所要の改定（資料1）
- ・転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（資料2）
- ・本府省の事務次官級から課長級までの職員について、他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するため、措置の骨格を報告（資料3）

● 本年の給与勧告のポイント①

■ 本年の給与勧告のポイント②

資料 3

職務・職責重視の新たな給与体系（措置の骨格）

基本的考え方

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級の職員は、政策決定等で中核的役割。能力を発揮し、成果を挙げることが強く求められる
- ▶ これら職員の給与水準は、民間で同等の職務・職責を担う者を下回るとの指摘（国家公務員全体の処遇の印象にも影響）

中核的役割を担い得る優秀な人材を公務に確保するため、本府省の事務次官級～課長級について、

- ・他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現
- ・適切な人事評価に基づく任用を前提として、人材獲得競争の中で見劣りしない年間給与水準を確保

措置の骨格

①対象

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級

②給与の構成

- ▶ 俸給、業績等手当（ボーナス）、通勤手当、転勤手当を基本（簡素で分かりやすい構成に）

✓ 俸給

- ・ポストと給与が強く結びつく俸給表を新設
- ・役職段階ごとに複数の俸給月額を設定した上で、各ポストの俸給月額は職務・職責を踏まえて決定

新俸給表のイメージ

号俸	俸給月額	対象ポスト
*	***,***円	事務次官
⋮	⋮	⋮
1	***,***円	●課長、▲課長、...

✓ 業績等手当（ボーナス）

- 業績相当分 人事評価の結果に基づき成績が優秀の場合に支給
- 職責相当分 一時的なポストの職務・職責の高まりに応じて支給

イメージ

業績相当分			職責相当分		
ボーナスなし	ボーナス	ボーナス	ボーナスなし	ボーナス	ボーナス
良好 (標準)	優秀な者に支給		変化なし	職務・職責の高まりに応じて支給	

✓ 通勤手当

- ・現行制度と同様の取扱い

✓ 転勤手当

- ・転勤関連手当を再編・統合

③年間給与水準

- ▶ 人材獲得競争の観点で参照すべき民間企業の規模・役職段階等を設定し、民間役員報酬の調査結果等を用いて決定

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置、年度単位の職務・職責の変化に対応した暫定的な給与調整の仕組み等を併せて検討

➡ 上記の措置の骨格に基づき更に検討を進め、令和9年夏に具体的な内容を報告

（資料 1 ～ 3：令和 8 年人事院勧告 説明資料から抜粋）

(2) 平均給与月額等

令和8年4月1日時点における国家公務員の行政職俸給表(一)の適用者は139,564人(新規採用者、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び一般職の職員の給与に関する法律附則第8項により俸給月額が決定される60歳を超える職員等を除く。)であり、その平均給与月額は428,451円(平均年齢41.7歳)となっています。昨年4月と比較すると国家公務員の平均給与月額は、13,971円増加しています。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本府省が483,958円(平均年齢40.1歳)、管区機関^(※1)が423,904円(平均年齢43.3歳)、府県単位機関^(※2)で404,031円(平均年齢43.1歳)、その他の地方支分部局^(※3)で395,202円(平均年齢41.7歳)となっています(令和8年人事院勧告 国家公務員給与関係資料第1表及び第3表)。

なお、国の府県単位機関及びその他の地方支分部局の平均給与月額は、平均年齢や組織に違いがあるものの、三重県の行政職給料表適用者の平均給与月額395,234円(平均年齢42.5歳)と同程度の水準となっています。

- ※1 管区機関：地方整備局、地方農政局等の数府県の地域を管轄区域とする機関
- ※2 府県単位機関：地方法務局、都道府県労働局等の1府県の地域を管轄区域とする機関
- ※3 その他の地方支分部局：管区機関、府県単位機関以外の地方支分部局

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向ならびに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の民間給与との比較による給与改定

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保する機能を有するものです。地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与との均衡を図る給与の決定方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

本委員会は、地方公務員法は給与について均衡の原則を求めていることから、改定にあたっては、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与との均衡を図るよう改定することが必要であるとして、次に述べるような措置を講ずることが適当であると判断しました。

(2) 改定の基本方針

本年は、前記 I の 3 (1) のとおり職員の給与が民間従業員の給与を12,271円 (3.10%) 下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うこととします。

引上げに当たっては、給料表の改定を行うとともに、地域手当の支給割合の改定を行います。

特別給である期末手当及び勤勉手当については、前記 I の 3 (2) のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を0.04月分下回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう支給月数の引上げ改定を行うこととします。

(3) 改定すべき事項

ア 給料表

現行の行政職給料表について、令和8年人事院勧告後の行政職俸給表(一)の構造を基本とし、一定の水準調整を行った給料表に引上げ改定することとします。

初任給は、国と同様に引き上げます。具体的にはA試験採用(大学卒程度:1級29号給)は9,500円引き上げて249,400円、C試験採用(高校卒程度:1級9号給)は9,500円引き上げて218,500円となります。

また、これをふまえ、全ての号給について引上げ改定を行います。この結果、平均改定率は1級3.9%、2級3.6%、給料表全体では3.2%となります。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、人事院勧告における改定をふまえた上で、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員と同様に、一定の水準調整を行い改定することとします。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行います。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与とを均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施します。

イ 地域手当

医師及び歯科医師を除く県内に勤務する職員に対する地域手当について、4.7%としている支給割合を4.8%とします。

なお、本県の県内一律の支給割合は、本県職員の勤務公署別在職実態に国の支給地域及び支給割合を適用した場合の支給総額を超えない範囲で、公民較差の状況もふまえ改定してきているものです。令和6年人事院勧告による、国の給与制度のアップデート後の制度完成時における支給地域及び支給割合を基礎に試算すると、4.8%は支給総額の範囲内となります。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与とを均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施します。

また、令和9年度の級地別支給割合を、人事院勧告に準じて設定するとともに、医師及び歯科医師を除く県内に勤務する職員の支給割合は4.8%とします。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の支給月数については、民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月とします。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等をふまえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度においては12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和9年度以降においては6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数がそれぞれ均等になるよう配分します。

また、危機管理統括監、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当ならびに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げます。

なお、特定任期付職員の勤勉手当の支給総額の取扱いについて、人事院勧告に準じて所要の改定を行います。

エ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施します。

オ 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施します。

2 その他の課題

(1) 転居に関する手当

本年の人事院勧告では、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設することとされました。三重県においては、現在、転居を伴う転勤を行っ

た職員に対する経済的負担の軽減のため措置されている単身赴任手当制度については、これまで国に準拠してきたところです。

こうした経緯をふまえ、単身赴任手当と同様に転居を伴う転勤を行った職員に対する経済的負担の軽減のため、国において措置されることとなった転居に関する手当については、法令改正や他の都道府県の動向をふまえ、同様の措置の導入を検討する必要があります。

（２）職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等に関する人事院の取組

本年の人事院勧告では、本府省の事務次官級から課長級までの職員について、他の職員に先行して、職務内容の困難さ・責任の重さをより一層重視した給与体系の実現をめざすとしています。

具体的には、簡素で分かりやすい給与の構成とするため、俸給のほか、業績等手当（ボーナスに相当）、通勤手当、転勤に関する総合的な手当を基本とするとしています。また、年間給与水準については、人材獲得競争の観点から参照すべき民間企業の規模や対応する役職段階等を設定し、民間企業の役員報酬に関する調査結果等を用いて決定するとしています。

これらについて人事院は、令和９年夏に具体的な内容を報告するとしており、その動向を注視していく必要があります。

第3 むすび

本報告の人事管理に関しては、公務人材の確保及び育成、適正な労務管理、柔軟な働き方等に言及しましたが、これらは全ての職員が将来にわたり、健康でやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したものです。

給与に関しては、本年4月の職員の給与と民間従業員の給与との比較により、月例給、特別給ともに5年連続で引上げとなる勧告を行いました。特に給料表は初任給を引き上げるとともに、全ての号給を引き上げることから、全ての職員の処遇を改善する改定となっています。

職員におかれては、民間の雇用経済情勢や国家公務員給与の見直しなど地方公務員を取り巻く環境を十分に認識され、引き続き、時代の変化とともに複雑化・多様化する課題に果敢に取り組まれるとともに、使命感と高い倫理観を持ち、公正・誠実に職務を遂行することで、より一層県民の信頼に応えていくことを期待します。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に対し深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

別紙第2

勸告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年三重県条例第72号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年三重県条例第61号）を改正することを勧告する。

I 令和8年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 地域手当

5級地のうち人事委員会規則または人事委員会及び教育委員会が共同で定める規則で定める地域及び公署にあっては、地域手当の支給割合を100分の4.8とすること。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

ウ 宿日直手当

宿日直手当の支給額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

エ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和8年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を1.1月分とすること。

(イ) 令和9年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月

分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0875月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

（2）期末手当

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

（2）特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とするこ

と。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額については、人事院勧告に準じて改定すること。

II 給特法の一部改正に伴う学校職員給与条例の改正

1 高等学校等教育職給料表

給料表の備考（二）を次のとおり改定すること。

備考（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に15,400円（教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の106を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）を、4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（同規則で定める職員にあっては、この表の4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の106を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

2 中学校・小学校教育職給料表

給料表の備考（二）を次のとおり改定すること。

備考（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に15,600円（教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の106を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）を、4級である職員の給料月額は、この表の額に8,100円（同規則で定める職員にあっては、この表の4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の106を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和８年４月１日から実施すること。ただし、Ⅰの１（２）エ（ア）、２（２）ア及び３（２）アについては、令和８年１２月１日から、Ⅱについては、令和９年１月１日から、Ⅰの１（２）エ（イ）ならびに２（２）イならびに３（２）イ及びウについては、令和９年４月１日から実施すること。

2 その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	207,600	253,800	288,500	323,000	346,700	381,800	436,600	489,000	544,000	587,000
	2	208,700	255,100	289,500	324,500	348,500	383,500	438,500	494,300	550,700	594,000
	3	209,900	256,500	290,500	325,900	350,300	385,100	440,400	499,200	555,800	599,900
	4	211,000	257,900	291,500	327,300	352,100	386,700	442,200	503,800	560,000	604,700
	5	212,100	259,300	292,500	328,700	353,800	388,300	444,100	507,800	563,400	608,700
	6	213,800	260,700	293,500	329,900	355,600	390,100	445,900	511,200	566,600	611,600
	7	215,400	262,100	294,500	331,000	357,400	391,600	447,700	514,100	569,500	614,000
	8	217,000	263,500	295,500	332,200	359,000	393,200	449,500	516,600	572,000	615,900
	9	218,500	264,900	296,500	333,500	360,600	394,500	451,100	518,600	574,000	
	10	220,200	266,100	297,600	335,100	362,300	396,100	452,600			
	11	221,800	267,400	298,600	336,800	364,000	397,700	454,100			
	12	223,400	268,700	299,600	338,400	365,700	399,200	455,600			
	13	224,900	269,900	300,600	339,900	367,200	401,100	457,100			
	14	226,600	271,100	301,900	341,500	368,800	403,000	458,400			
	15	228,300	272,400	303,200	343,200	370,400	404,900	459,700			
	16	230,000	273,600	304,400	344,800	371,900	406,700	460,900			
	17	231,200	274,700	305,700	346,300	373,200	408,200	462,100			
	18	232,800	275,800	307,000	348,000	374,900	410,000	463,400			
	19	234,400	276,900	308,300	349,700	376,500	411,700	464,700			
	20	235,900	278,000	309,500	351,300	378,100	413,300	465,900			
	21	237,400	278,900	310,600	352,700	379,200	415,000	467,100			
	22	239,000	279,900	311,800	354,400	380,700	416,400	467,900			
	23	240,600	280,900	313,100	356,100	382,200	417,800	468,700			
	24	242,200	281,900	314,400	357,700	383,700	419,200	469,500			
	25	243,800	282,900	315,700	358,900	385,400	420,600	470,100			
	26	245,500	283,800	316,800	360,800	387,200	421,800	470,700			
	27	246,800	284,600	317,800	362,500	388,800	423,000	471,300			
	28	248,100	285,500	318,800	364,100	390,500	424,000	471,900			
	29	249,400	286,300	320,000	365,600	391,900	425,100	472,600			
	30	250,500	287,100	321,200	367,200	393,200	426,300	473,400			
	31	251,600	288,000	322,400	368,800	394,400	427,400	473,800			
	32	252,700	288,700	323,600	370,400	395,800	428,500	474,500			
	33	253,800	289,500	324,800	372,100	396,900	429,200	475,000			
	34	254,700	290,300	326,100	373,900	397,800	429,900	475,400			
	35	255,600	291,100	327,500	375,700	398,800	430,500	475,800			
	36	256,600	291,700	328,800	377,500	399,800	431,200	476,200			
	37	257,600	292,400	330,100	379,000	400,600	431,800	476,600			
	38	258,500	293,200	331,400	380,400	401,500	432,400	476,900			
	39	259,400	293,900	332,700	381,800	402,400	432,900	477,200			
	40	260,200	294,600	334,000	383,200	403,200	433,300	477,500			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	261,000	295,300	335,400	384,700	404,000	433,700	477,800			
	42	261,600	296,100	336,600	385,500	404,800	433,900	478,100			
	43	262,200	296,800	337,800	386,400	405,600	434,200	478,400			
	44	262,800	297,500	338,900	387,400	406,300	434,500	478,700			
	45	263,400	298,200	339,800	388,300	407,000	434,800	479,000			
	46	264,000	298,900	341,000	389,400	407,700	435,100				
	47	264,600	299,600	342,200	390,300	408,400	435,400				
	48	265,200	300,200	343,500	391,300	409,100	435,700				
	49	265,700	300,900	344,600	392,200	409,600	435,900				
	50	266,300	301,600	345,800	392,900	410,200	436,200				
	51	266,900	302,300	347,000	393,600	410,800	436,400				
	52	267,400	303,000	348,200	394,200	411,500	436,700				
	53	267,800	303,500	349,500	394,600	411,900	436,900				
	54	268,200	304,200	350,500	395,200	412,500	437,200				
	55	268,500	304,800	351,600	395,800	413,100	437,500				
	56	268,800	305,500	352,700	396,500	413,600	437,800				
	57	269,100	306,100	353,400	396,800	414,000	438,000				
	58	269,400	306,700	354,300	397,500	414,600	438,300				
	59	269,700	307,300	355,000	398,200	415,200	438,600				
	60	270,000	308,100	355,800	398,800	415,700	438,800				
	61	270,300	308,700	356,600	399,100	416,100	439,000				
	62	270,600	309,200	357,000	399,600	416,600	439,300				
	63	270,900	309,700	357,500	400,200	417,100	439,600				
	64	271,200	310,100	358,200	400,800	417,700	439,800				
	65	271,500	310,600	359,000	401,100	418,000	440,000				
	66	271,800	311,100	359,700	401,700	418,400	440,300				
	67	272,100	311,500	360,400	402,400	418,700	440,600				
	68	272,400	312,000	361,000	403,000	419,100	440,800				
	69	272,700	312,400	361,500	403,400	419,400	441,000				
	70	273,000	312,900	362,100	403,900	419,700	441,300				
	71	273,300	313,300	362,600	404,500	420,000	441,600				
	72	273,600	313,800	363,200	405,000	420,200	441,800				
	73	273,900	314,200	363,500	405,500	420,400	442,000				
	74	274,200	314,600	364,000	406,100	420,700					
	75	274,500	314,900	364,300	406,500	421,000					
	76	274,800	315,200	364,700	406,800	421,200					
	77	275,100	315,400	365,100	407,200	421,400					
	78	275,400	315,700	365,600	407,700	421,700					
	79	275,700	315,900	366,100	408,100	422,000					
	80	276,000	316,200	366,600	408,500	422,200					
	81	276,300	316,400	366,900	408,900	422,400					
	82	276,600	316,600	367,300	409,400	422,700					
	83	276,900	316,900	367,700	409,800	423,000					
	84	277,200	317,100	368,100	410,200	423,200					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	277,500	317,400	368,400	410,500	423,400					
	86	277,800	317,600	368,800							
	87	278,100	317,900	369,200							
	88	278,400	318,200	369,600							
	89	278,700	318,500	369,800							
	90	279,000	318,800	370,200							
	91	279,300	319,100	370,600							
	92	279,600	319,400	371,000							
	93	279,900	319,600	371,200							
	94		319,800	371,500							
	95		320,100	371,900							
	96		320,500	372,200							
	97		320,700	372,500							
	98		321,000	372,900							
	99		321,300	373,300							
	100		321,700	373,700							
	101		321,900	374,200							
	102		322,200	374,600							
	103		322,500	375,000							
	104		322,800	375,400							
	105		323,000	375,900							
	106		323,300	376,300							
	107		323,600	376,600							
	108		323,900	376,900							
	109		324,100	377,300							
	110		324,400								
	111		324,800								
	112		325,100								
	113		325,300								
	114		325,500								
	115		325,800								
	116		326,200								
	117		326,400								
	118		326,600								
	119		326,900								
	120		327,200								
	121		327,500								
	122		327,700								
	123		328,000								
	124		328,300								
	125 特		328,600								880,000
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 221,100	円 249,900	円 294,700	円 317,100	円 333,900	円 361,800	円 407,700	円 444,700	円 501,900	円 588,500

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(二) この表の10級の特号給は、職員の給与に関する条例第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	238,600	259,900	282,900	321,800	358,500	380,900	412,700	449,400	497,200
	2	241,100	262,100	284,800	322,800	360,000	382,700	414,400	451,000	503,200
	3	243,500	264,300	286,900	323,700	361,400	384,400	416,000	452,500	508,100
	4	245,900	266,500	289,000	324,600	362,900	386,100	417,700	454,000	512,300
	5	248,200	268,700	291,000	325,200	364,400	387,700	419,200	455,500	516,300
	6	250,600	270,700	292,300	325,900	365,900	389,400	420,800	457,100	519,700
	7	253,000	272,700	293,600	326,500	367,300	391,100	422,400	458,500	522,600
	8	255,200	274,500	294,900	327,200	368,700	392,700	424,000	459,900	525,100
	9	257,400	276,300	296,200	327,800	370,100	394,200	425,500	461,000	527,300
	10	259,500	278,000	297,500	328,500	371,700	395,800	427,100	462,400	
	11	261,600	279,700	298,700	329,200	373,400	397,400	428,700	463,900	
	12	263,600	281,100	299,900	329,800	375,000	399,000	430,300	465,400	
	13	265,500	282,500	301,100	330,500	376,400	400,600	431,800	466,700	527,300
	14	267,500	284,300	302,100	331,200	378,000	402,200	433,800	468,400	
	15	269,500	285,600	303,100	331,800	379,600	403,800	435,800	470,000	
	16	271,100	287,000	304,500	332,600	381,100	405,400	437,800	471,600	
	17	272,700	288,400	305,600	333,300	382,700	406,900	439,300	473,000	527,300
	18	274,200	289,600	306,700	334,100	384,300	408,500	441,000	474,700	
	19	275,700	290,800	307,800	335,100	385,900	410,100	442,600	476,400	
	20	277,200	291,900	308,900	335,900	387,400	411,700	444,300	478,000	
	21	278,700	293,200	310,100	336,800	388,900	413,200	445,900	479,400	527,300
	22	280,200	294,300	310,700	338,000	390,500	414,800	447,400	480,100	
	23	281,700	295,500	311,200	339,300	392,100	416,500	448,900	480,800	
	24	283,200	296,600	311,800	340,600	393,700	418,200	450,300	481,500	
	25	284,700	297,900	312,200	341,900	395,100	419,900	451,500	481,900	527,300
	26	285,900	299,200	312,800	343,400	396,800	421,900	453,000	482,400	
	27	287,100	300,400	313,300	344,800	398,500	423,700	454,500	483,000	
	28	288,300	301,600	313,800	345,800	400,000	425,600	455,900	483,600	
	29	289,500	302,500	314,200	346,700	401,600	427,300	457,400	484,200	527,300
	30	290,600	303,500	314,800	348,000	403,200	428,700	458,700	484,900	
	31	291,700	304,600	315,300	349,200	404,800	429,900	459,900	485,400	
	32	292,800	305,600	315,800	350,300	406,400	431,200	461,100	485,900	
	33	294,100	306,800	316,300	351,400	408,100	432,200	462,100	486,400	527,300
	34	295,400	307,400	316,900	352,700	410,100	433,300	462,800	486,700	
	35	296,600	308,000	317,300	353,900	412,100	434,300	463,500	487,000	
	36	297,900	308,600	317,700	355,000	414,100	435,300	464,200	487,400	
	37	298,800	309,000	318,200	356,100	415,800	436,400	464,700	487,700	527,300
	38	299,800	309,600	318,800	357,300	417,500	437,500	465,100	487,900	
	39	300,900	310,200	319,400	358,600	419,000	438,600	465,500	488,200	
	40	302,000	310,700	319,900	359,800	420,500	439,700	465,800	488,400	
	41	303,200	311,100	320,500	361,000	421,700	440,900	466,100	488,700	527,300
	42	303,800	311,700	321,200	362,200	422,700	441,700	466,400	488,900	
	43	304,400	312,300	321,900	363,400	423,700	442,500	466,700	489,100	
	44	304,900	312,800	322,500	364,600	424,700	443,100	467,000	489,300	
	45	305,300	313,200	323,100	365,800	425,700	443,600	467,200	489,700	527,300
	46	305,800	313,700	323,900	367,100	426,800	444,300	467,500		
	47	306,300	314,200	324,700	368,300	427,900	445,000	467,800		
	48	306,800	314,700	325,400	369,500	429,000	445,600	468,000		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	307,200	315,200	326,200	370,800	430,300	446,300	468,300		
	50	307,700	315,700	327,200	372,100	431,100	446,700	468,600		
	51	308,200	316,300	328,200	373,300	431,900	447,300	468,900		
	52	308,700	316,800	329,200	374,600	432,500	447,900	469,200		
	53	309,200	317,400	330,300	375,500	433,000	448,300	469,400		
	54	309,800	318,000	331,400	376,800	433,700	448,700	469,700		
	55	310,200	318,700	332,400	378,000	434,300	449,200	469,900		
	56	310,600	319,300	333,400	379,200	435,000	449,700	470,200		
	57	311,100	319,900	334,500	380,300	435,300	450,200	470,400		
	58	311,600	320,700	335,600	381,600	436,000	450,700	470,700		
	59	312,100	321,500	336,700	383,000	436,700	451,100	471,000		
	60	312,500	322,200	337,800	384,400	437,200	451,500	471,200		
	61	313,000	323,000	338,700	385,700	437,600	451,900	471,400		
	62	313,400	323,800	339,900	387,200	438,000	452,200	471,700		
	63	313,900	324,600	341,000	388,700	438,500	452,500	472,000		
	64	314,300	325,500	342,100	390,100	439,000	452,800	472,300		
	65	314,800	326,300	343,100	391,300	439,500	453,000	472,500		
	66	315,300	327,100	344,200	392,700	439,900	453,300	472,800		
	67	315,700	327,900	345,300	394,000	440,400	453,600	473,100		
	68	316,100	328,700	346,500	395,400	440,900	453,800	473,400		
	69	316,600	329,600	347,600	396,500	441,400	454,000	473,600		
	70	317,000	330,500	348,700	397,700	441,900	454,300	473,900		
	71	317,400	331,400	349,900	398,900	442,500	454,600	474,200		
	72	317,900	332,300	351,100	400,100	443,000	454,800	474,500		
	73	318,400	333,000	351,800	401,400	443,400	455,000	474,700		
	74	318,900	333,900	353,100	402,600	444,000	455,300			
	75	319,500	334,800	354,400	403,800	444,400	455,600			
	76	319,900	335,600	355,700	404,900	444,600	455,800			
	77	320,400	336,300	356,900	406,000	444,900	456,000			
	78	320,900	337,200	358,300	407,200	445,400	456,300			
	79	321,500	338,100	359,700	408,300	445,700	456,600			
	80	322,100	339,100	361,100	409,500	446,000	456,800			
	81	322,600	340,000	362,400	410,600	446,300	457,000			
	82	323,200	340,900	364,000	411,200	446,700	457,300			
	83	323,900	341,800	365,500	411,700	447,100	457,600			
	84	324,500	342,800	367,000	412,200	447,500	457,800			
	85	325,100	343,700	368,400	412,800	447,800	458,000			
	86	325,700	344,700	369,900	413,400					
	87	326,400	345,700	371,400	414,000					
	88	327,100	346,700	372,800	414,600					
	89	327,800	347,600	374,100	414,900					
	90	328,400	348,900	375,300	415,400					
	91	329,100	350,100	376,500	415,900					
	92	329,800	351,300	377,800	416,400					
	93	330,300	352,500	379,100	416,800					
	94	331,000	353,800	380,600	417,200					
	95	331,900	355,000	382,100	417,700					
	96	332,700	356,200	383,500	418,200					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	97	333,400	357,400	384,800	418,600					
	98	334,200	358,700	386,000	419,100					
	99	335,000	359,900	387,100	419,600					
	100	335,800	361,100	388,300	420,000					
	101	336,700	362,500	389,400	420,300					
	102	337,700	363,400	390,500	420,700					
	103	338,700	364,400	391,600	421,100					
	104	339,600	365,500	392,700	421,400					
	105	340,400	366,600	393,900	421,700					
	106	341,000	367,700	394,400	422,200					
	107	341,600	368,700	395,000	422,700					
	108	342,200	369,700	395,600	423,200					
	109	342,700	370,900	396,200	423,500					
	110	343,200	371,900	396,700	424,000					
	111	343,600	372,900	397,100	424,500					
	112	344,100	373,800	397,600	425,000					
	113	344,900	374,700	398,000	425,300					
	114	345,500	375,600	398,400	425,800					
	115	346,200	376,500	398,900	426,300					
	116	346,800	377,500	399,400	426,800					
	117	347,400	378,500	399,800	427,200					
	118	348,100	378,900	400,300	427,700					
	119	348,800	379,500	400,900	428,100					
	120	349,500	380,100	401,400	428,600					
	121	350,100	380,400	401,600	429,000					
	122	350,400	380,800	402,100						
	123	350,900	381,200	402,600						
	124	351,400	381,600	403,000						
	125	351,700	382,000	403,500						
	126		382,400	404,000						
	127		382,800	404,500						
	128		383,200	405,000						
	129		383,600	405,300						
	130		384,000	405,800						
	131		384,400	406,300						
	132		384,800	406,800						
	133		385,000	407,100						
	134		385,500	407,600						
	135		385,800	408,000						
	136		386,100	408,400						
	137		386,400	408,700						
	138		386,800	409,100						
	139		387,300	409,600						
	140		387,800	410,100						
	141		388,100	410,400						
	142		388,600							
	143		389,100							
	144		389,600							
	145		389,900							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 279,600	円 292,600	円 297,500	円 332,800	円 351,600	円 367,300	円 393,000	円 431,700	円 467,100

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	208,100	259,300	353,100	404,400	459,800
	2	209,200	263,600	355,100	405,800	461,500
	3	210,400	266,400	357,100	407,200	463,100
	4	211,500	269,200	359,000	408,600	464,700
	5	212,600	271,800	361,000	410,000	466,400
	6	214,800	273,600	363,000	411,400	468,400
	7	216,900	275,100	365,000	412,700	470,200
	8	219,000	276,600	366,900	414,100	472,000
	9	221,100	278,100	368,800	415,500	473,400
	10	223,200	280,100	370,400	417,000	475,200
	11	225,200	282,100	372,000	418,400	477,200
	12	227,200	284,000	373,600	419,800	479,000
	13	229,200	286,000	375,200	421,000	480,600
	14	231,100	288,200	376,300	422,500	482,300
	15	233,000	290,400	377,300	424,000	484,000
	16	234,800	292,600	378,300	425,500	485,300
	17	236,500	294,800	379,600	427,000	486,800
	18	238,300	297,100	380,800	428,600	487,600
	19	240,100	299,500	382,000	430,200	488,300
	20	241,900	301,900	383,200	431,900	489,200
	21	243,800	304,200	384,400	433,100	489,800
	22	245,600	306,400	385,600	434,500	490,300
	23	247,300	308,500	386,700	435,900	491,000
	24	249,000	310,600	387,700	437,200	491,700
	25	250,700	312,700	388,800	438,500	492,000
	26	252,800	314,600	389,800	439,800	492,500
	27	254,700	316,500	390,700	441,300	493,100
	28	256,600	318,400	391,700	442,800	493,600
	29	258,500	320,300	392,600	444,000	493,900
	30	259,700	321,800	393,300	445,200	494,500
	31	260,800	323,400	394,100	446,800	495,100
	32	261,900	324,900	394,800	448,300	495,500
	33	263,300	326,400	395,400	449,600	496,100
	34	264,600	327,900	396,100	451,000	496,600
	35	266,000	329,400	396,800	452,400	497,200
	36	267,400	330,900	397,600	453,800	497,600
	37	268,800	332,300	398,300	455,200	498,100
	38	270,300	333,300	399,000	456,600	498,600
	39	271,800	334,200	399,800	458,000	499,000
	40	273,400	335,000	400,500	459,400	499,500
	41	274,800	335,700	401,300	460,500	499,900
	42	276,100	336,200	402,400	461,800	
	43	277,500	336,700	403,600	463,200	
	44	278,900	337,100	404,800	464,500	

職員 の区 分	職務 の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員			円	円	円	円	円
	45		280,400	337,500	405,500	465,300	
	46		281,700	338,000	406,500	466,100	
	47		283,000	338,500	407,300	467,000	
	48		284,200	338,900	408,000	467,900	
	49		285,400	339,300	408,700	468,700	
	50		286,500	339,700	409,400	469,500	
	51		287,600	340,100	410,000	470,100	
	52		288,700	340,600	410,600	470,900	
	53		289,700	341,000	411,200	471,300	
	54		290,800	341,400	411,900		
	55		291,800	341,800	412,700		
	56		292,800	342,200	413,500		
	57		293,800	342,600	414,100		
	58		294,500	342,900	414,900		
	59		295,000	343,300	415,600		
	60		295,600	343,700	416,300		
	61		296,200	344,100	416,900		
	62		296,800	344,600	417,600		
	63		297,400	345,200	418,200		
	64		298,000	345,700	418,900		
	65		298,600	346,100	419,600		
	66		299,100	346,700	420,200		
	67		299,700	347,200	420,800		
	68		300,200	347,800	421,500		
	69		300,800	348,300	422,200		
	70		301,500	348,800	422,700		
	71		302,100	349,200	423,300		
	72		302,700	349,800	423,900		
	73		303,400	350,300	424,400		
	74		304,000	350,800	425,000		
	75		304,600	351,400	425,600		
	76		305,300	352,100	426,100		
	77		306,000	352,700	426,600		
	78		306,700	353,100	427,100		
	79		307,400	353,800	427,600		
	80		307,900	354,500	428,300		
	81		308,500	355,100	428,700		
	82		309,200	355,800			
	83		309,900	356,400			
	84		310,500	357,000			
	85		311,000	357,500			
	86		311,700	358,000			
	87		312,400	358,400			
	88		313,000	358,700			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	89	313,500	359,000			
	90	314,100	359,500			
	91	314,800	359,800			
	92	315,400	360,200			
	93	316,000	360,500			
	94	316,500	360,800			
	95	317,100	361,200			
	96	317,600	361,600			
	97	317,900	362,100			
	98	318,300	362,600			
	99	318,700	363,100			
	100	319,200	363,600			
	101	319,600	364,100			
	102	319,900	364,600			
	103	320,200	365,000			
	104	320,500	365,500			
	105	320,900	365,900			
	106	321,200	366,300			
	107	321,600	366,800			
	108	321,900	367,200			
	109	322,100	367,700			
	110	322,500	368,100			
	111	322,800	368,500			
	112	323,000	368,900			
	113	323,300	369,400			
	114	323,600	369,800			
	115	323,900	370,200			
	116	324,200	370,600			
	117	324,400	371,100			
	118	324,700	371,500			
	119	324,900	371,900			
	120	325,200	372,300			
	121	325,500	372,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 252,500	円 298,900	円 326,900	円 374,000	円 426,900

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定め
るものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	319,600	432,400	489,200	586,300
	2	322,000	435,100	491,200	592,400
	3	324,300	437,800	493,100	597,500
	4	326,500	440,400	495,000	602,200
	5	328,700	442,900	496,500	606,500
	6	332,200	445,100	498,200	610,800
	7	335,700	447,100	500,000	614,200
	8	339,200	449,200	501,800	617,100
	9	342,800	451,300	503,600	619,600
	10	346,300	452,900	505,300	621,900
	11	349,800	454,500	507,100	
	12	353,300	456,100	508,900	
	13	356,800	457,700	510,700	
	14	360,300	459,200	512,400	
	15	363,800	460,700	514,200	
	16	367,300	462,100	516,000	
	17	370,700	463,500	517,800	
	18	373,900	465,000	519,700	
	19	377,200	466,500	521,600	
	20	380,400	467,900	523,500	
	21	383,700	469,200	525,400	
	22	387,000	470,700	527,100	
	23	390,200	472,100	528,900	
	24	393,300	473,500	530,700	
	25	396,500	474,900	532,300	
	26	398,900	476,300	534,100	
	27	401,300	477,600	535,900	
	28	403,500	478,900	537,400	
	29	405,500	480,300	538,800	
	30	407,200	481,600	540,500	
	31	408,900	483,000	542,300	
	32	410,700	484,400	544,000	
	33	412,500	485,700	545,500	
	34	414,300	487,000	546,800	
	35	415,900	488,300	548,100	
	36	417,400	489,700	549,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	37	418,900	491,100	550,400	
	38	420,300	492,700	551,700	
	39	421,700	494,300	553,000	
	40	423,100	495,800	554,300	
	41	424,600	497,400	555,300	
	42	425,400	498,600	556,100	
	43	426,100	499,600	556,900	
	44	426,800	500,600	557,700	
	45	427,600	501,400	558,600	
	46	428,200	502,300	559,400	
	47	428,800	503,200	560,200	
	48	429,300	504,000	560,900	
	49	429,800	504,700	561,700	
	50	430,200	505,400	562,500	
	51	430,700	506,100	563,200	
	52	431,100	506,700	564,100	
	53	431,500	507,300	565,000	
	54	431,800	508,000	565,800	
	55	432,100	508,600	566,700	
	56	432,500	509,200	567,600	
	57	432,800	509,500	568,400	
	58	433,100	510,100	569,200	
	59	433,400	510,700	570,000	
	60	433,700	511,400	570,700	
	61	434,100	511,800	571,500	
	62	434,400	512,400	572,400	
	63	434,700	513,100	573,300	
	64	435,000	513,800	574,200	
	65	435,300	514,200	575,000	
	66		514,800	575,900	
	67		515,400	576,800	
	68		515,900	577,700	
	69		516,400	578,500	
	70		516,900	579,400	
	71		517,400	580,300	
	72		517,900	581,200	
	73		518,300	582,000	
	74		518,800		
	75		519,200		
	76		519,600		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	77		520,100		
	78		520,700		
	79		521,200		
	80		521,600		
	81		522,100		
	82		522,700		
	83		523,300		
	84		523,800		
	85		524,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 341,800	円 388,500	円 448,800	円 530,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	212,800	251,900	286,800	339,900	387,300	442,900
	2	215,000	253,200	287,600	341,400	389,000	444,900
	3	217,100	254,500	288,300	342,900	390,600	446,900
	4	219,200	255,800	289,100	344,300	392,200	448,800
	5	221,200	257,000	289,900	345,800	393,700	450,600
	6	223,200	258,100	290,700	347,400	395,300	452,300
	7	225,200	259,100	291,500	349,000	396,900	453,900
	8	227,100	260,000	292,200	350,500	398,500	455,400
	9	228,900	261,100	292,900	352,000	400,100	456,900
	10	230,800	262,200	293,700	353,600	402,100	458,200
	11	232,700	263,300	294,500	355,200	404,100	459,500
	12	234,800	264,500	295,300	356,700	406,100	460,800
	13	236,500	265,700	296,100	358,200	407,500	462,100
	14	238,500	266,900	296,900	359,800	409,200	463,300
	15	240,700	268,100	297,600	361,400	410,900	464,500
	16	242,800	269,200	298,400	363,000	412,600	465,600
	17	244,900	270,200	299,200	364,500	414,300	466,800
	18	246,000	271,200	300,100	366,000	415,800	467,900
	19	247,000	272,300	300,900	367,600	417,300	469,100
	20	248,000	273,300	301,600	369,100	418,800	470,300
	21	249,100	274,400	302,400	370,400	420,100	471,400
	22	249,900	275,300	303,300	371,900	421,400	472,200
	23	250,800	276,100	304,200	373,400	422,700	472,600
	24	251,600	276,900	304,900	374,800	423,800	473,300
	25	252,500	277,700	305,600	376,200	424,900	473,800
	26	253,400	278,500	306,500	377,700	426,000	474,200
	27	254,300	279,300	307,400	379,200	427,100	474,600
	28	255,200	280,100	308,200	380,600	428,200	475,000
	29	256,000	280,800	309,000	382,000	429,000	475,400
	30	256,800	281,600	310,000	383,600	429,800	475,800
	31	257,500	282,400	311,000	385,000	430,500	476,100
	32	258,300	283,200	312,000	386,500	431,300	476,400
	33	259,000	284,000	313,000	387,700	431,700	476,700
	34	259,600	284,800	314,100	388,800	432,300	477,000
	35	260,200	285,400	315,200	390,000	432,800	477,300
	36	260,900	286,200	316,100	391,100	433,200	477,600

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	37	261,600	287,100	317,100	392,100	433,600	477,900
	38	262,200	287,900	318,200	392,900	433,800	
	39	262,800	288,700	319,300	393,800	434,100	
	40	263,300	289,400	320,300	394,900	434,400	
	41	263,800	290,100	321,300	395,900	434,700	
	42	264,400	290,900	322,500	396,900	435,000	
	43	265,000	291,700	323,700	397,900	435,300	
	44	265,500	292,400	324,800	398,800	435,600	
	45	265,900	293,100	325,800	399,600	435,800	
	46	266,500	293,900	326,900	400,400	436,100	
	47	266,900	294,700	328,000	401,300	436,400	
	48	267,300	295,400	329,100	402,100	436,700	
	49	267,700	296,100	330,200	402,600	436,900	
	50	268,200	296,900	331,200	403,400	437,100	
	51	268,700	297,500	332,200	404,200	437,400	
	52	269,200	298,200	333,300	405,000	437,700	
	53	269,500	298,900	334,300	405,400	437,900	
	54	269,800	299,600	335,200	406,100		
	55	270,100	300,300	336,100	406,800		
	56	270,400	300,900	337,100	407,400		
	57	270,700	301,600	338,000	407,800		
	58	271,000	302,400	338,800	408,300		
	59	271,300	303,100	339,800	408,900		
	60	271,600	303,700	340,700	409,500		
	61	271,900	304,200	341,600	409,900		
	62	272,200	304,900	342,300	410,400		
	63	272,500	305,600	343,000	410,900		
	64	272,800	306,200	343,600	411,400		
	65	273,100	306,700	344,200	412,000		
	66	273,400	307,300	344,900	412,500		
	67	273,700	308,000	345,500	413,100		
	68	274,000	308,700	346,100	413,700		
	69	274,300	309,300	346,700	414,200		
	70	274,600	309,800	346,900	414,700		
	71	274,900	310,400	347,300	415,100		
	72	275,100	310,900	347,800	415,500		
	73	275,300	311,500	348,400	415,800		
	74	275,600	311,900	348,900	416,300		
	75	275,900	312,200	349,400	416,700		
	76	276,100	312,500	349,800	417,100		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	77	276,300	312,800	350,400	417,500		
	78	276,600	313,100	350,900			
	79	276,900	313,300	351,300			
	80	277,100	313,600	351,800			
	81	277,300	313,900	352,300			
	82	277,600	314,100	352,600			
	83	277,900	314,400	352,800			
	84	278,100	314,700	353,100			
	85	278,300	314,900	353,500			
	86		315,100	353,900			
	87		315,300	354,200			
	88		315,500	354,500			
	89		315,900	354,800			
	90		316,100	355,000			
	91		316,300	355,400			
	92		316,500	355,700			
	93		316,900	355,900			
	94		317,100	356,200			
	95		317,300	356,500			
	96		317,600	356,700			
	97		317,900	356,900			
	98		318,100	357,200			
	99		318,300	357,500			
	100		318,600	357,700			
	101		318,900	357,900			
	102		319,100	358,100			
	103		319,300	358,500			
	104		319,600	358,700			
	105		319,900	358,900			
	106			359,200			
	107			359,600			
	108			360,000			
	109			360,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 222,200	円 250,000	円 281,500	円 325,400	円 371,000	円 417,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	234,800	268,000	307,000	320,500	344,600	388,500
	2	236,700	270,100	307,500	321,000	345,600	390,300
	3	238,500	272,300	308,000	321,500	346,600	392,000
	4	240,200	274,500	308,500	322,000	347,600	393,800
	5	241,900	276,700	308,900	322,500	348,700	395,700
	6	243,800	277,700	309,400	323,000	349,900	397,700
	7	245,700	278,500	309,900	323,600	351,100	399,800
	8	247,400	279,400	310,300	324,000	352,300	401,900
	9	249,100	280,200	310,700	324,500	353,300	403,600
	10	251,000	281,300	311,200	325,000	354,500	405,700
	11	252,900	282,400	311,700	325,600	355,700	407,800
	12	254,800	283,300	312,200	326,100	356,800	409,800
	13	256,600	284,100	312,600	326,500	357,900	411,700
	14	258,600	284,800	313,100	327,100	359,000	413,300
	15	260,600	285,500	313,500	327,800	360,200	415,100
	16	262,600	286,300	314,000	328,400	361,300	416,900
	17	264,600	287,400	314,500	329,100	362,400	418,600
	18	266,600	288,300	314,900	330,000	363,500	420,300
	19	268,700	289,200	315,400	330,900	364,600	422,300
	20	270,700	290,100	315,800	331,800	365,700	424,000
	21	272,600	291,100	316,300	332,600	366,800	425,700
	22	273,800	292,100	316,700	333,600	368,000	427,400
	23	274,900	293,000	317,200	334,500	369,100	429,200
	24	275,900	294,000	317,600	335,300	370,200	431,000
	25	277,000	294,800	318,100	336,100	371,200	432,600
	26	277,800	295,700	318,700	337,000	372,500	434,300
	27	278,600	296,600	319,400	337,900	373,800	436,100
	28	279,400	297,500	320,100	338,800	375,100	437,900
	29	280,200	298,500	320,800	339,600	376,300	439,400
	30	280,900	299,200	321,500	340,700	377,800	440,900
	31	281,600	299,900	322,200	341,800	379,300	442,400
	32	282,200	300,600	323,000	342,900	380,800	443,700
	33	282,900	301,200	323,800	344,100	382,000	444,900
	34	283,500	301,800	324,600	345,100	383,500	446,000
	35	284,100	302,300	325,300	346,200	384,900	447,200
	36	284,600	302,700	326,000	347,300	386,300	448,400
	37	285,100	303,100	326,800	348,400	387,700	449,700
	38	285,800	303,700	327,600	349,500	388,700	450,800
	39	286,500	304,200	328,400	350,600	390,100	452,000
	40	287,200	304,600	329,200	351,700	391,400	453,200

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	41	287,900	305,000	329,900	352,500	392,700	454,400
	42	288,500	305,500	330,800	353,600	394,100	455,400
	43	289,200	305,900	331,800	354,700	395,400	456,500
	44	289,800	306,400	332,700	355,700	396,700	457,600
	45	290,600	306,900	333,600	356,600	398,200	458,600
	46	291,300	307,300	334,600	357,500	399,400	459,100
	47	292,000	307,800	335,600	358,500	400,500	459,600
	48	292,600	308,200	336,500	359,500	401,700	460,000
	49	293,100	308,700	337,400	360,700	402,800	460,600
	50	293,600	309,100	338,300	362,000	403,700	461,100
	51	294,000	309,600	339,300	363,200	404,700	461,500
	52	294,400	310,100	340,300	364,400	405,600	462,000
	53	294,700	310,500	341,100	365,300	406,200	462,500
	54	295,200	310,900	342,000	366,500	407,000	462,900
	55	295,600	311,400	343,000	367,600	407,800	463,200
	56	296,000	311,800	343,900	368,900	408,600	463,500
	57	296,400	312,300	344,800	369,900	409,300	463,900
	58	296,800	313,000	345,700	370,800	410,000	
	59	297,100	313,700	346,700	371,900	410,700	
	60	297,400	314,400	347,600	373,100	411,300	
	61	297,800	315,100	348,500	374,200	411,900	
	62	298,200	316,000	349,600	375,400	412,500	
	63	298,600	316,900	350,800	376,600	413,200	
	64	298,900	317,600	352,000	377,600	413,800	
	65	299,200	318,300	352,700	378,600	414,500	
	66	299,600	319,200	353,800	379,600	415,000	
	67	300,000	320,000	354,900	380,700	415,600	
	68	300,300	320,800	355,800	381,800	416,100	
	69	300,700	321,500	356,900	382,600	416,500	
	70	301,200	322,400	357,600	383,700	417,100	
	71	301,600	323,300	358,700	384,800	417,500	
	72	301,900	324,100	359,800	385,800	417,800	
	73	302,300	325,000	360,900	386,500	418,100	
	74	302,800	325,800	362,100	387,300	418,600	
	75	303,300	326,700	363,200	388,100	419,000	
	76	303,800	327,600	364,300	388,800	419,300	
	77	304,300	328,400	365,400	389,400	419,600	
	78	304,800	329,300	366,500	389,900	420,100	
	79	305,400	330,200	367,500	390,400	420,600	
	80	305,800	331,000	368,600	390,900	421,000	
	81	306,300	331,500	369,500	391,500	421,300	
	82	306,700	332,200	370,500	392,000	421,700	
	83	307,200	333,000	371,400	392,500	422,200	
	84	307,700	333,800	372,400	393,000	422,600	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	85	308,100	334,600	373,300	393,400	423,000	
	86	308,500	335,400	374,100	393,800		
	87	309,000	336,400	374,900	394,400		
	88	309,500	337,400	375,700	394,900		
	89	309,900	338,300	376,300	395,200		
	90	310,400	339,300	376,900	395,700		
	91	310,900	340,300	377,500	396,000		
	92	311,400	341,300	378,100	396,300		
	93	311,900	342,100	378,500	396,900		
	94	312,200	342,800	378,900	397,400		
	95	312,700	343,500	379,400	397,900		
	96	313,200	344,100	379,800	398,400		
	97	313,700	344,500	380,300	399,000		
	98	314,200	344,800	380,700	399,500		
	99	314,600	345,300	381,200	400,000		
	100	315,000	345,900	381,600	400,400		
	101	315,400	346,300	381,900	401,000		
	102	315,800	346,800	382,400	401,500		
	103	316,200	347,400	382,700	402,000		
	104	316,500	347,900	383,000	402,500		
	105	316,800	348,300	383,400	403,100		
	106	317,200	348,800	383,900	403,500		
	107	317,600	349,300	384,400	404,000		
	108	317,900	349,800	384,900	404,500		
	109	318,100	350,200	385,400	405,100		
	110	318,400	350,500	385,900			
	111	318,600	350,800	386,400			
	112	318,900	351,100	386,800			
	113	319,200	351,400	387,200			
	114	319,400	351,800	387,600			
	115	319,700	352,100	388,100			
	116	319,900	352,400	388,600			
	117	320,200	352,600	389,000			
	118	320,400	352,900	389,500			
	119	320,700	353,200	390,000			
	120	321,000	353,400	390,500			
	121	321,300	353,600	390,800			
	122	321,600	353,900				
	123	321,900	354,200				
	124	322,200	354,500				
	125	322,400	354,700				
	126	322,600	355,000				
	127	322,900	355,300				
	128	323,300	355,500				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	129	323,500	355,700				
	130	323,800	355,900				
	131	324,100	356,200				
	132	324,500	356,400				
	133	324,700	356,700				
	134	325,000	357,100				
	135	325,300	357,500				
	136	325,600	357,900				
	137	325,800	358,200				
	138	326,100	358,600				
	139	326,400	359,000				
	140	326,700	359,400				
	141	326,900	359,700				
	142	327,200	360,100				
	143	327,600	360,400				
	144	327,900	360,800				
	145	328,100	361,100				
	146	328,300	361,500				
	147	328,600	361,900				
	148	328,900	362,300				
	149	329,100	362,600				
	150	329,300	363,000				
	151	329,600	363,400				
	152	329,900	363,800				
	153	330,300	364,100				
	154	330,500					
	155	330,700					
	156	331,000					
	157	331,300					
	158	331,600					
	159	331,900					
	160	332,200					
	161	332,600					
	162	332,900					
	163	333,200					
	164	333,500					
	165	333,900					
	166	334,200					
	167	334,500					
	168	334,800					
	169	335,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 272,700	円 294,900	円 303,200	円 314,900	円 333,300	円 374,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	225,300	272,700	346,400	405,300	481,500
	2	227,700	274,100	348,300	406,800	483,300
	3	230,100	275,500	350,200	408,300	485,100
	4	232,400	276,900	352,000	409,800	486,900
	5	234,600	278,300	353,700	411,300	488,600
	6	237,000	279,500	355,600	412,700	490,300
	7	239,200	280,700	357,500	414,200	492,200
	8	241,400	281,900	359,300	415,600	494,000
	9	243,600	283,200	361,200	416,900	495,700
	10	245,800	284,300	363,200	418,300	497,300
	11	248,000	285,400	365,100	419,800	499,000
	12	250,300	286,600	366,900	421,300	500,500
	13	252,500	287,900	368,700	422,600	502,000
	14	254,600	289,600	370,400	424,100	503,300
	15	256,700	291,300	372,000	425,600	504,700
	16	258,800	293,000	373,600	427,100	506,000
	17	260,900	294,700	375,200	428,500	507,200
	18	262,700	296,700	376,600	430,100	507,800
	19	264,400	298,900	377,900	431,700	508,400
	20	266,100	301,200	379,100	433,200	509,100
	21	267,800	303,400	380,500	434,400	509,700
	22	269,100	305,600	382,100	435,800	510,300
	23	270,400	307,900	383,700	437,200	510,900
	24	271,600	310,100	385,200	438,500	511,600
	25	272,800	312,200	386,700	440,100	512,200
	26	274,000	314,100	388,400	441,500	512,800
	27	275,200	316,000	390,000	442,800	513,400
	28	276,400	317,800	391,500	444,200	514,100
	29	277,500	319,700	393,100	445,600	514,700
	30	278,500	321,600	394,700	446,900	
	31	279,600	323,400	396,300	448,400	
	32	280,600	325,100	397,900	449,900	
	33	281,700	326,800	399,500	451,500	
	34	282,800	328,600	401,100	452,900	
	35	284,000	330,300	402,600	454,500	
	36	285,300	332,000	404,100	456,000	
	37	286,500	333,700	405,600	457,700	
	38	287,600	335,500	407,100	459,200	
	39	288,800	337,300	408,600	460,800	
	40	289,900	339,000	410,000	462,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	41	291,200	340,400	411,300	463,900	
	42	292,200	342,300	412,800	465,400	
	43	293,200	344,100	414,200	466,600	
	44	294,100	345,800	415,600	467,800	
	45	294,700	347,600	417,100	469,000	
	46	295,500	349,500	418,700	470,300	
	47	296,300	351,200	420,300	471,500	
	48	297,100	353,000	421,700	472,700	
	49	297,800	354,800	422,900	473,800	
	50	298,600	356,600	424,300	475,000	
	51	299,300	358,300	425,700	476,200	
	52	300,100	360,000	427,000	477,400	
	53	300,900	361,700	428,200	478,600	
	54	301,700	363,100	429,400	479,800	
	55	302,400	364,500	430,700	481,000	
	56	303,200	366,000	432,000	482,200	
	57	303,900	367,600	433,300	483,300	
	58	304,500	369,200	434,600	483,900	
	59	305,300	370,700	436,000	484,400	
	60	306,100	372,300	437,200	484,900	
	61	306,800	373,900	438,400	485,400	
	62	307,400	375,500	439,800	486,000	
	63	308,200	377,100	441,200	486,500	
	64	308,800	378,600	442,500	487,000	
	65	309,800	380,200	443,700	487,500	
	66	310,600	381,800	444,900	488,100	
	67	311,300	383,400	446,200	488,600	
	68	312,000	384,900	447,600	489,100	
	69	312,700	386,400	448,900	489,600	
	70	313,400	388,000	450,100		
	71	314,100	389,400	451,100		
	72	314,800	390,900	452,300		
	73	315,500	392,400	453,500		
	74	316,200	394,000	454,600		
	75	316,900	395,600	455,800		
	76	317,500	397,100	456,800		
	77	318,100	398,500	457,900		
	78	318,800	399,900	458,900		
	79	319,500	401,300	459,900		
	80	320,100	402,600	460,900		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	320,700	403,900	461,800		
	82	321,300	405,300	462,600		
	83	322,000	406,600	463,400		
	84	322,700	407,900	464,200		
	85	323,400	409,000	464,900		
	86	324,200	410,400	465,300		
	87	324,900	411,700	465,700		
	88	325,500	413,000	466,100		
	89	326,200	414,200	466,500		
	90	327,000	415,500	466,800		
	91	327,700	416,600	467,100		
	92	328,500	417,800	467,300		
	93	329,000	419,000	467,600		
	94	329,700	420,100	467,900		
	95	330,400	421,300	468,200		
	96	331,100	422,500	468,400		
	97	331,700	423,900	468,600		
	98	332,300	424,900	468,900		
	99	333,100	425,900	469,200		
	100	333,800	426,900	469,400		
	101	334,600	427,800	469,600		
	102	335,400	428,800	469,900		
	103	336,300	429,900	470,200		
	104	337,100	431,000	470,400		
	105	337,700	431,700	470,600		
	106	338,500	432,600			
	107	339,300	433,500			
	108	340,100	434,400			
	109	340,700	435,200			
	110	341,100	436,000			
	111	341,400	436,800			
	112	341,900	437,600			
	113	342,400	438,200			
	114	342,800	438,900			
	115	343,200	439,600			
	116	343,600	440,300			
	117	344,100	440,900			
	118	344,600	441,400			
	119	345,000	441,700			
	120	345,500	442,000			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	346,000	442,300			
	122	346,400	442,600			
	123	346,800	442,900			
	124	347,300	443,100			
	125	347,800	443,300			
	126	348,100	443,600			
	127	348,400	443,900			
	128	348,700	444,100			
	129	348,900	444,300			
	130	349,200	444,600			
	131	349,500	444,900			
	132	349,700	445,100			
	133	349,900	445,300			
	134	350,100	445,600			
	135	350,300	445,900			
	136	350,600	446,100			
	137	350,900	446,300			
	138	351,100	446,600			
	139	351,400	446,900			
	140	351,700	447,100			
	141	351,900	447,300			
	142	352,100	447,600			
	143	352,400	447,900			
	144	352,600	448,100			
	145	352,900	448,300			
	146	353,100				
	147	353,400				
	148	353,700				
	149	353,900				
	150	354,100				
	151	354,400				
	152	354,700				
	153	354,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 270,500	円 315,400	円 348,000	円 378,900	円 473,900

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に11,500円（教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）を、4級である職員の給料月額は、この表の額に3,800円（同規則で定める職員にあっては、この表の4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	225,300	246,800	346,400	376,800	464,100
	2	227,700	249,200	348,300	378,300	465,400
	3	230,100	251,600	350,200	379,900	466,600
	4	232,400	254,100	352,000	381,400	467,900
	5	234,600	256,600	353,700	382,800	469,000
	6	237,000	259,000	355,600	384,200	470,100
	7	239,200	261,400	357,500	385,500	471,300
	8	241,400	263,900	359,300	386,900	472,600
	9	243,600	266,300	361,200	388,400	473,900
	10	245,800	267,900	363,200	389,700	475,100
	11	248,000	269,500	365,100	391,100	476,200
	12	250,300	271,100	366,900	392,400	477,300
	13	252,500	272,700	368,700	393,800	478,500
	14	254,600	274,100	370,400	395,100	479,300
	15	256,700	275,500	372,000	396,300	480,100
	16	258,800	276,900	373,600	397,500	481,000
	17	260,900	278,300	375,200	398,500	481,900
	18	262,700	279,500	376,600	399,800	482,300
	19	264,400	280,700	377,900	401,100	482,800
	20	266,100	281,900	379,100	402,200	483,300
	21	267,800	283,200	380,500	403,200	483,800
	22	269,100	284,300	381,900	404,400	484,200
	23	270,400	285,400	383,300	405,600	484,700
	24	271,600	286,600	384,600	406,700	485,200
	25	272,800	287,900	385,900	407,700	485,700
	26	273,900	289,600	387,400	408,800	486,100
	27	275,000	291,300	388,800	409,900	486,600
	28	276,100	293,000	390,100	411,000	487,100
	29	277,300	294,700	391,300	412,100	487,600
	30	278,400	296,700	392,700	413,300	
	31	279,500	298,900	394,000	414,400	
	32	280,500	301,200	395,300	415,500	
	33	281,600	303,400	396,600	416,500	
	34	282,600	305,600	397,700	417,600	
	35	283,600	307,900	398,800	418,800	
	36	284,700	310,100	400,000	420,000	
	37	285,900	312,200	401,200	421,100	
	38	286,800	314,100	402,300	422,400	
	39	287,800	316,000	403,500	423,500	
	40	288,900	317,800	404,600	424,600	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	41	290,100	319,700	405,700	425,700	
	42	291,200	321,600	406,800	427,000	
	43	292,300	323,400	408,000	428,000	
	44	293,400	325,100	409,100	429,100	
	45	294,300	326,800	410,200	430,300	
	46	295,100	328,600	411,400	431,500	
	47	295,900	330,300	412,600	432,700	
	48	296,700	332,000	413,700	433,900	
	49	297,300	333,700	414,600	435,000	
	50	298,100	335,500	415,800	436,000	
	51	298,800	337,300	416,800	437,300	
	52	299,500	339,000	417,900	438,500	
	53	300,300	340,400	418,700	439,700	
	54	301,100	342,300	419,800	440,800	
	55	301,700	344,100	420,800	441,900	
	56	302,400	345,800	421,800	443,000	
	57	303,100	347,600	422,900	444,000	
	58	303,900	349,500	423,900	445,200	
	59	304,700	351,200	425,000	446,400	
	60	305,300	353,000	426,100	447,600	
	61	305,900	354,800	427,100	448,200	
	62	306,600	356,600	428,200	449,000	
	63	307,300	358,300	429,300	449,700	
	64	307,800	360,000	430,300	450,200	
	65	308,500	361,700	431,200	450,500	
	66	309,200	363,100	432,100	450,800	
	67	309,800	364,500	433,100	451,200	
	68	310,400	366,000	434,100	451,600	
	69	311,100	367,600	434,900	451,900	
	70	311,800	369,100	435,700	452,300	
	71	312,400	370,600	436,400	452,600	
	72	313,100	372,100	437,200	452,900	
	73	313,600	373,500	437,900	453,200	
	74	314,300	375,100	438,500	453,500	
	75	315,000	376,600	439,200	453,800	
	76	315,500	378,000	439,900	454,100	
	77	316,100	379,400	440,500	454,300	
	78	316,800	380,900	441,200	454,600	
	79	317,400	382,400	441,700	454,900	
	80	318,000	384,000	442,300	455,100	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	81	318,500	385,300	442,700	455,300	
	82	319,100	386,600	443,100	455,600	
	83	319,700	387,900	443,400	455,900	
	84	320,300	389,100	443,600	456,100	
	85	320,700	390,200	443,800	456,300	
	86	321,100	391,400	444,100	456,600	
	87	321,600	392,400	444,400	456,900	
	88	322,100	393,500	444,600	457,100	
	89	322,500	394,500	444,800	457,300	
	90	322,900	395,600	445,100		
	91	323,300	396,700	445,400		
	92	323,700	397,700	445,600		
	93	324,000	398,800	445,800		
	94	324,400	399,900	446,100		
	95	324,800	400,900	446,400		
	96	325,100	402,000	446,600		
	97	325,400	403,000	446,800		
	98	325,800	404,000	447,100		
	99	326,100	404,900	447,400		
	100	326,400	405,800	447,600		
	101	326,800	406,600	447,800		
	102	327,100	407,600	448,100		
	103	327,400	408,400	448,400		
	104	327,700	409,300	448,600		
	105	327,900	410,100	448,800		
	106	328,200	411,000			
	107	328,500	411,900			
	108	328,700	412,800			
	109	328,900	413,600			
	110	329,100	414,600			
	111	329,400	415,500			
	112	329,700	416,400			
	113	329,900	417,000			
	114	330,100	417,900			
	115	330,300	418,800			
	116	330,600	419,700			
	117	330,900	420,500			
	118	331,100	421,200			
	119	331,400	422,000			
	120	331,700	422,800			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	121	331,900	423,400			
	122	332,100	424,100			
	123	332,300	424,800			
	124	332,600	425,400			
	125	332,900	426,000			
	126		426,700			
	127		427,200			
	128		427,800			
	129		428,400			
	130		429,000			
	131		429,500			
	132		430,000			
	133		430,300			
	134		430,600			
	135		430,800			
	136		431,100			
	137		431,400			
	138		431,700			
	139		432,000			
	140		432,300			
	141		432,600			
	142		432,900			
	143		433,200			
	144		433,500			
	145		433,700			
	146		434,000			
	147		434,300			
	148		434,500			
	149		434,700			
	150		435,000			
	151		435,300			
152		435,500				
153		435,700				
154		436,000				
155		436,300				
156		436,500				
157		436,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 261,400	円 312,300	円 343,200	円 372,300	円 462,600

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に11,500円（教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）を、4級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円（同規則で定める職員にあっては、この表の4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	212,800	251,900	286,800	339,900	387,300
	2	215,000	253,200	287,600	341,400	389,000
	3	217,100	254,500	288,300	342,900	390,600
	4	219,200	255,800	289,100	344,300	392,200
	5	221,200	257,000	289,900	345,800	393,700
	6	223,200	258,100	290,700	347,400	395,300
	7	225,200	259,100	291,500	349,000	396,900
	8	227,100	260,000	292,200	350,500	398,500
	9	228,900	261,100	292,900	352,000	400,100
	10	230,800	262,200	293,700	353,600	402,100
	11	232,700	263,300	294,500	355,200	404,100
	12	234,800	264,500	295,300	356,700	406,100
	13	236,500	265,700	296,100	358,200	407,500
	14	238,500	266,900	296,900	359,800	409,200
	15	240,700	268,100	297,600	361,400	410,900
	16	242,800	269,200	298,400	363,000	412,600
	17	244,900	270,200	299,200	364,500	414,300
	18	246,000	271,200	300,100	366,000	415,800
	19	247,000	272,300	300,900	367,600	417,300
	20	248,000	273,300	301,600	369,100	418,800
	21	249,100	274,400	302,400	370,400	420,100
	22	249,900	275,300	303,300	371,900	421,400
	23	250,800	276,100	304,200	373,400	422,700
	24	251,600	276,900	304,900	374,800	423,800
	25	252,500	277,700	305,600	376,200	424,900
	26	253,400	278,500	306,500	377,700	426,000
	27	254,300	279,300	307,400	379,200	427,100
	28	255,200	280,100	308,200	380,600	428,200
	29	256,000	280,800	309,000	382,000	429,000
	30	256,800	281,600	310,000	383,600	429,800
	31	257,500	282,400	311,000	385,000	430,500
	32	258,300	283,200	312,000	386,500	431,300
	33	259,000	284,000	313,000	387,700	431,700
	34	259,600	284,800	314,100	388,800	432,300
	35	260,200	285,400	315,200	390,000	432,800
	36	260,900	286,200	316,100	391,100	433,200
	37	261,600	287,100	317,100	392,100	433,600
	38	262,200	287,900	318,200	392,900	433,800
	39	262,800	288,700	319,300	393,800	434,100
	40	263,300	289,400	320,300	394,900	434,400

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	263,800	290,100	321,300	395,900	434,700
	42	264,400	290,900	322,500	396,900	435,000
	43	265,000	291,700	323,700	397,900	435,300
	44	265,500	292,400	324,800	398,800	435,600
	45	265,900	293,100	325,800	399,600	435,800
	46	266,500	293,900	326,900	400,400	436,100
	47	266,900	294,700	328,000	401,300	436,400
	48	267,300	295,400	329,100	402,100	436,700
	49	267,700	296,100	330,200	402,600	436,900
	50	268,200	296,900	331,200	403,400	437,100
	51	268,700	297,500	332,200	404,200	437,400
	52	269,200	298,200	333,300	405,000	437,700
	53	269,500	298,900	334,300	405,400	437,900
	54	269,800	299,600	335,200	406,100	
	55	270,100	300,300	336,100	406,800	
	56	270,400	300,900	337,100	407,400	
	57	270,700	301,600	338,000	407,800	
	58	271,000	302,400	338,800	408,300	
	59	271,300	303,100	339,800	408,900	
	60	271,600	303,700	340,700	409,500	
	61	271,900	304,200	341,600	409,900	
	62	272,200	304,900	342,300	410,400	
	63	272,500	305,600	343,000	410,900	
	64	272,800	306,200	343,600	411,400	
	65	273,100	306,700	344,200	412,000	
	66	273,400	307,300	344,900	412,500	
	67	273,700	308,000	345,500	413,100	
	68	274,000	308,700	346,100	413,700	
	69	274,300	309,300	346,700	414,200	
	70	274,600	309,800	346,900	414,700	
	71	274,900	310,400	347,300	415,100	
	72	275,100	310,900	347,800	415,500	
	73	275,300	311,500	348,400	415,800	
	74	275,600	311,900	348,900	416,300	
	75	275,900	312,200	349,400	416,700	
	76	276,100	312,500	349,800	417,100	
	77	276,300	312,800	350,400	417,500	
	78	276,600	313,100	350,900		
	79	276,900	313,300	351,300		
	80	277,100	313,600	351,800		
	81	277,300	313,900	352,300		
	82	277,600	314,100	352,600		
	83	277,900	314,400	352,800		
	84	278,100	314,700	353,100		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	85	278,300	314,900	353,500		
	86		315,100	353,900		
	87		315,300	354,200		
	88		315,500	354,500		
	89		315,900	354,800		
	90		316,100	355,000		
	91		316,300	355,400		
	92		316,500	355,700		
	93		316,900	355,900		
	94		317,100	356,200		
	95		317,300	356,500		
	96		317,600	356,700		
	97		317,900	356,900		
	98		318,100	357,200		
	99		318,300	357,500		
	100		318,600	357,700		
	101		318,900	357,900		
	102		319,100	358,100		
	103		319,300	358,500		
	104		319,600	358,700		
定年前再任用短時間勤務職員	105		319,900	358,900		
	106			359,200		
	107			359,600		
	108			360,000		
	109			360,200		
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 222,200	円 250,000	円 281,500	円 325,400	円 371,000

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別記第2

任期付研究員条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	444,000
2	509,000
3	577,000
4	665,000
5	773,000
6	881,000

任期付研究員条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	372,000
2	410,000
3	440,000

別記第3

任期付職員条例第4条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	421,000
2	472,000
3	527,000
4	595,000
5	679,000
6	792,000
7	925,000

参 考 資 料

目 次

I 職員給与関係資料

令和8年人事統計調査の概要	65
第1表 総括表	67
第2表 給料表別、部局別職員数	68
第3表 給料表別、部局別平均給与月額	69
第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	70
第5表 給料表別、級別、号給別職員数	72
第6表 給料表別、級別、年齢別職員数	94
第7表 給料表別、級別、学歴別職員数	106
第8表 扶養の状況	108
その1 扶養親族数別職員数	108
その2 扶養手当の状況	108
第9表 住居手当の状況	109
第10表 通勤手当の状況	110

II 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	111
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	113
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	114
第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	115
その1 公民給与比較の職種	
(1) 規模計	115
(2) 規模500人以上	118
(3) 規模100人以上500人未満	121
参 考	
行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	124
その2 その他の職種	125
第14表 初任給の改定状況	126
第15表 特別給の支給状況	126
第16表 給与改定の状況	126
第17表 定期昇給の実施状況	127
第18表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	127

Ⅲ 生計費関係資料

令和8年4月の標準生計費算定方法	128
第19表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）	128
その1 津市	128
その2 全国	128

Ⅳ 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標	130
-------------	-----

Ⅴ 経年統計資料

第21表 部局別、給料表別職員数の状況	132
第22表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	134

I 職員給与関係資料

- 1 各種委員会とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会、県立学校をいう。

令和 8 年人事統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2 調査の時期

令和 8 年 4 月 1 日

3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年三重県条例第 31 号）、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、配偶者同行休業職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び 1 年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く。）を除く。）で令和 8 年 4 月 1 日に在職する者

4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当ならびに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1 か月あたりの運賃等の月額及び家賃の額等

5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、小中学校等において調査表を作成した。

6 調査結果の概要

この参考資料第 1 表から第 10 表までのとおりである。

第1表 総括表

給料表 区分		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
職 員 数	男	3,134 人 65.3 %	2,607 87.2	141 76.6	25 61.0	61 38.4	29 22.3	1,565 55.3	3,458 44.5	— —	2 66.7	11,022 58.3
	女	1,662 人 34.7 %	383 12.8	43 23.4	16 39.0	98 61.6	101 77.7	1,267 44.7	4,315 55.5	— —	1 33.3	7,886 41.7
	計	4,796 人 100.0 %	2,990 100.0	184 100.0	41 100.0	159 100.0	130 100.0	2,832 100.0	7,773 100.0	— —	3 100.0	18,908 100.0
	大学	3,583 人 74.7 %	1,940 64.9	180 97.8	41 100.0	139 87.4	65 50.0	2,761 97.5	7,482 96.3	— —	3 100.0	16,194 85.6
	短大	397 人 8.3 %	155 5.2	3 1.6	— —	20 12.6	64 49.2	53 1.9	291 3.7	— —	— —	983 5.2
歴 構	高校	811 人 16.9 %	892 29.8	1 0.6	— —	— —	1 0.8	18 0.6	— —	— —	— —	1,723 9.1
	中学	5 人 0.1 %	3 0.1	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	8 0.1
平均年齢		42.0 歳	40.0	43.0	44.3	43.6	40.2	44.5	40.5	—	46.5	41.4
平均経験 年 数		20.1 年	18.8	19.8	20.4	20.5	16.7	21.7	18.0	—	—	19.2
平均扶養 親 族 数		1.7 人	1.9	1.7	1.8	1.8	1.7	1.8	1.8	—	—	1.8
平均給与月額	給料	349,839 円	366,580	393,658	484,268	377,029	343,331	416,435	389,712	—	581,000	379,791
	扶養 手当	8,036 円	14,558	9,500	7,195	7,377	6,192	9,952	7,709	—	—	9,213
	地域 手当	17,537 円	18,225	19,185	84,158	18,368	16,588	20,203	18,984	—	27,307	18,803
	管理 職 手 当	8,944 円	2,954	5,033	34,524	6,413	3,423	3,477	6,416	—	—	6,095
	その 他	6,709 円	5,237	9,521	293,852	9,729	6,822	6,441	6,513	—	—	7,030
	計	391,065 円	407,554	436,897	903,997	418,916	376,356	456,508	429,334	—	608,307	420,932

- (注) 1 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まない(第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第22表において同じ。)。
2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。
3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない(第4表及び第22表において同じ。)。
4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう(以下の表において同じ。)。
5 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第24項又は「公立学校職員の給与に関する条例」附則第16項により給料月額が決定される職員(以下「給料月額7割措置の適用を受ける職員」という。)を除いた数値である(第2表から第10表まで(第5表及び第6表のうち、給料月額7割措置の適用を受ける職員の集計部分を除く。)、第21表及び第22表において同じ。)。
6 給料には次の額を含む(第3表、第4表及び第22表において同じ。)。
・給料の調整額・教職調整額
7 その他は、住居手当、単身赴任手当等である(第3表において同じ。)。

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

給料表 区 分		行 政 職	公 安 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	高 校 等 教 育 職	中 小 校 教 育 職	学 校 栄 養 職 員	特 定 任 期 付 職 員	計
知 事 部 局		3,447		165	41	159	130				3	3,945
警 察		332	2,990	19								3,341
教育委員会	事 務 局	250										250
	県 学 立 校	292						2,832	11			3,135
	市 町 学 立 校	397							7,762			8,159
議 会		33										33
選 挙 管 理 委 員 会		5										5
監 査 委 員		19										19
人 事 委 員 会		12										12
労 働 委 員 会		8										8
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		1										1
計		4,796	2,990	184	41	159	130	2,832	7,773	—	3	18,908
企 業 庁		165										165
病 院 事 業 庁		48			20	26	162					256
合 計		5,009	2,990	184	61	185	292	2,832	7,773	—	3	19,329

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

(単位 職員数：人、金額：円)

給料表	区 分	職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	計
	部 局							
行政職	知 事 部 局	3,447	350,457	8,714	17,743	10,144	7,093	394,151
	各 種 委 員 会	328	378,002	11,546	19,142	11,489	6,033	426,212
	警 察	332	326,496	3,739	15,651	2,764	4,419	353,069
	小 計	4,107	350,720	8,538	17,686	9,654	6,792	393,390
	県 立 学 校	292	367,912	5,279	18,062	11,113	4,150	406,516
	市 町 立 学 校	397	327,434	4,868	15,618	—	7,728	355,648
	計	4,796	349,839	8,036	17,537	8,944	6,709	391,065
公安職	警 察	2,990	366,580	14,558	18,225	2,954	5,237	407,554
研究職	知 事 部 局	165	393,181	9,055	19,168	5,612	9,981	436,997
	警 察	19	397,805	13,368	19,325	—	5,527	436,025
	計	184	393,658	9,500	19,185	5,033	9,521	436,897
医療職(一)	知 事 部 局	41	484,268	7,195	84,158	34,524	293,852	903,997
医療職(二)	知 事 部 局	159	377,029	7,377	18,368	6,413	9,729	418,916
医療職(三)	知 事 部 局	130	343,331	6,192	16,588	3,423	6,822	376,356
高校等教育職	高 校	2,047	412,900	10,503	20,079	3,819	6,826	454,127
	特 別 支 援 学 校	785	425,654	8,513	20,527	2,587	5,435	462,716
	計	2,832	416,435	9,952	20,203	3,477	6,441	456,508
中小学校教育職	中 学 校	2,738	389,679	8,313	18,970	5,643	7,154	429,759
	小 学 校	5,035	389,730	7,381	18,991	6,836	6,164	429,102
	計	7,773	389,712	7,709	18,984	6,416	6,513	429,334
学校栄養職員	県立・市町立学校	—	—	—	—	—	—	—
特定任期付職員	知 事 部 局	3	581,000	—	27,307	—	—	608,307
合 計		18,908	379,791	9,213	18,803	6,095	7,030	420,932

行政職	企 業 庁	165	365,080	10,588	18,062	8,633	6,032	408,395
	病 院 事 業 庁	48	354,054	9,938	17,465	7,623	6,323	395,403
		20	494,375	14,200	87,150	36,110	380,195	1,012,030
		26	369,915	15,423	18,210	2,119	3,193	408,860
		162	350,530	10,417	17,008	943	6,026	384,924

総 計		19,329	379,461	9,250	18,848	6,103	7,394	421,056
-----	--	--------	---------	-------	--------	-------	-------	---------

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表		区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
	級				
行	1	240,041 円	24.0 歳	3.0 年	
	2	267,918	28.2	6.2	
	3	312,478	35.7	13.4	
	4	380,849	45.5	23.4	
	5	408,157	52.5	31.2	
	6	422,760	55.8	34.0	
	7	451,760	57.1	34.5	
	8	491,619	57.8	35.4	
	9	549,039	56.8	34.7	
	10	678,733	59.2	36.5	
政	計	349,839	42.0	20.1	
	1	263,972	21.8	2.3	
	2	296,632	27.8	6.9	
	3	336,143	37.5	16.2	
	4	388,204	43.3	21.8	
	5	428,248	49.7	28.4	
	6	440,835	49.4	27.9	
	7	455,184	51.6	30.0	
	8	472,807	53.9	33.3	
	9	501,315	55.7	35.4	
職公	計	366,580	40.0	18.8	
	1	—	—	—	
	2	310,174	30.5	7.7	
	3	388,013	41.2	17.7	
	4	447,000	51.9	28.4	
	5	480,711	56.3	33.2	
	6	501,315	55.7	35.4	
	7	455,184	51.6	30.0	
	8	472,807	53.9	33.3	
	9	501,315	55.7	35.4	
職研	計	366,580	40.0	18.8	
	1	—	—	—	
	2	310,174	30.5	7.7	
	3	388,013	41.2	17.7	
	4	447,000	51.9	28.4	
	5	480,711	56.3	33.2	
職究	計	393,658	43.0	19.8	
	1	364,800	28.8	6.1	
	2	441,121	34.5	11.1	
	3	542,917	56.2	31.7	
	4	594,883	61.3	36.3	
	計	484,268	44.3	20.4	
職医療(一)	1	—	—	—	
	2	255,782	25.9	2.3	
	3	298,473	32.2	9.8	
	4	371,392	42.5	19.0	
	5	420,688	50.6	27.8	
	6	462,251	55.7	32.7	
職医療(二)	計	377,029	43.6	20.5	
	1	—	—	—	
	2	282,959	26.7	3.6	
	3	311,487	34.3	11.0	
	4	355,629	46.6	22.0	
	5	392,727	48.8	25.8	
職医療(三)	6	443,377	56.8	33.6	
	計	343,331	40.2	16.7	
	高校等教育職	1	319,676	37.2	13.8
		2	414,619	44.1	21.3
		特2	470,829	51.5	28.8
		3	476,959	52.6	29.6
4		501,021	56.3	33.7	
計		416,435	44.5	21.7	
中小学校教育職	1	297,870	29.9	7.1	
	2	378,772	38.3	15.8	
	特2	444,072	47.5	24.8	
	3	450,090	52.2	29.5	
	4	467,744	57.0	34.5	
	計	389,712	40.5	18.0	
学校栄養職員	1	—	—	—	
	2	—	—	—	
	3	—	—	—	
	4	—	—	—	
	5	—	—	—	
特定任期付職員		581,000	46.5	—	
合計		379,791	41.4	19.2	

給料表		区分 級	平均給料	平均年齢	平均経験年数
行政	企業	1	231,029	22.9	2.9
		2	268,363	27.4	5.9
		3	309,942	34.7	12.8
		4	378,961	44.2	22.2
		5	407,977	51.6	30.4
	庁	6	423,490	55.8	33.8
		7	451,225	58.0	36.5
		8	493,000	58.0	36.0
		9	—	—	—
		10	—	—	—
計	365,080	44.1	22.6		
医療職(一)	病院	1	247,875	26.8	6.8
		2	268,900	27.5	5.2
		3	308,987	35.2	11.7
		4	374,683	42.5	19.8
		5	406,115	52.8	31.0
		6	423,500	55.8	33.8
		7	—	—	—
		8	493,000	55.0	33.0
		9	—	—	—
		10	—	—	—
計	354,054	42.7	20.4		
医療職(二)	事業	1	370,420	32.1	6.5
		2	447,175	35.3	12.0
		3	538,100	47.1	23.7
		4	592,700	59.5	33.2
		計	494,375	44.7	19.9
医療職(三)	業	1	—	—	—
		2	—	—	—
		3	298,833	34.4	10.4
		4	370,850	45.1	22.0
		5	421,000	49.9	28.3
		6	464,125	56.0	32.8
		計	369,915	44.0	20.8
医療職(三)	庁	1	—	—	—
		2	294,575	34.5	10.2
		3	310,667	36.0	11.4
		4	354,393	46.5	20.3
		5	390,036	50.1	25.1
		6	440,555	54.3	31.7
		計	350,530	44.0	18.9
総計		379,461	41.5	19.3	

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位 人）

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1						1				
2								2	1	
3								4		
4								9	1	
5		2	2					10	3	2
6		2	12					9	10	
7		6	4					1	2	
8		2	2						1	
9	13	16	3			1		1		
10		1	13							
11		17	12			1				
12		3	22			1				
13	33	75	10			1				
14		31	42							
15	1	19	22	2			15			
16		8	19	1						
17	22	96	21				23			
18		18	31	2			8			
19	4	26	35				17			
20		4	25	2			12			
21	33	70	19				4			
22	2	24	47	2		1	6			
23	8	25	31	4			2			
24	1	5	28	3			5			
25	22	52	11	3			6			
26	2	27	26	1	1		1			
27	18	19	21	4			2			
28	1	1	20	5			2			
29	123	39	17	6			2			
30	1	18	37	8						
31	9	1	26	5			1			
32		1	27	8						
33	94	1	8	15			1			
34	9	3	29	14						
35	21	1	19	9	2					
36	1		12	16			1			
37	85		15	12						
38	11	1	23	13		5				
39	11		20	10	1	6				
40	1	1	39	37	1	1				
41	4	5	16	22	3	32	1			
42	1	1	10	15	3	21				
43	4		8	13	4	23				
44	1		15	26	1	25				
45	4		9	21		151	2			
46	1		10	18	6	89				
47			9	6	7	38				
48	1		34	27		25				
49	7		25	14	3	52				
50			11	18	6	17				
51	3		7	13	4	20				
52			29	26	5	25				
53	3	1	17	9	3	16				
54			4	15	7	11				
55	1		2	8	9	13				
56			4	14	7	18				
57	1		4	11	9	12				
58			3	9	15	8				
59			2	9	15	5				
60				13	11	3				
61	1	1		10	14	8				
62				11	23	6				
63	2			6	21	5				
64		1	1	12	12	3				

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65	2			4	10	1				
66			1	5	24	1				
67	1		1	5	35	1				
68			1	7	20					
69	2	1		9	17					
70	1		1	7	26					
71			1	4	39					
72				7	30					
73	1			3	19	23				
74		1		7	32					
75	1		1	3	26					
76			1	12	23					
77				4	23					
78			1	5	26					
79				2	7					
80			1	7	31					
81	1			1	12					
82			2	4	31					
83				1	13					
84				5	35					
85			2	116	337					
86										
87										
88										
89										
90										
91			1							
92										
93	5									
94										
95										
96										
97										
98										
99										
100										
101										
102										
103			1							
104										
105			1							
106										
107			1							
108			1							
109			14							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
特										1
計	574	627	1,002	746	1,009	670	111	36	18	3
									合計	4,796

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									1
4									
5									10
6									1
7	21								1
8									
9	2								
10									
11									
12									
13	30			1			1		
14									
15	5								
16									
17	21		1	1					
18									
19	6	4		1					
20		1							
21	62	38	1	2					
22		1			1				
23	7	16	2	2					
24		1							
25	15	53	1	1	1				
26	2	1	1						
27	2	19	5	4		1			
28		2						1	
29	4	36	7	6				1	
30		2			1				
31		16	6	2	3			2	
32		3	1			1	1	7	
33	2	34	7	7	1			3	
34		1			1			1	
35		12	12	4	6	1		2	
36		6	1		2			2	
37	3	30	10	8	3				
38	2	1	1					3	
39		17	17	6	2				
40		1							
41		17	12	5	4			2	
42		2	1	1	1				
43		27	22	11	2		3	1	
44		4	2	2			4	1	
45	1	23	31	12	2	3	2	1	
46	1	4			2	1	5		
47		16	14	12	3	2	2		
48		2	3		3				
49	1	16	21	9	3		8		
50	1	4	5	2	2		5		
51		16	27	10	6		2		
52		2	3		7	1			
53		8	13	20	8	2	6		
54		1	4	3	11	2	3		
55		2	21	20	8	2	6		
56			4	4	6	1	2		
57		5	16	25	10	3	2		
58		3	4	6	8	3	2		
59			20	27	13	3	1		
60			2	9	8	2	5		
61		1	17	22	8		3		
62			6	10	11	4	2		
63		2	21	14	5	3			
64		2	5	11	9		5		
65		2	13	17	19	2	1		
66		1	4	6	8	2			
67		1	17	28	9	4	1		
68			2	3	11	4			
69		1	16	18	12	6	1		
70		1	6	9	7	1			
71			20	19	10	2			
72			2	9	7	5			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73		1	10	15	13	2			
74		1	7	7	10	3			
75			14	20	5	7			
76		1	2	15	11	4			
77		2	9	24	8	2			
78			6	9	6	1			
79		2	8	14	9	4			
80			9	10	7	4			
81		1	9	14	9	3			
82			2	11	3	2			
83			9	20	2	5			
84			6	11	4	2			
85			11	12	186	33			
86		1	3	10					
87			7	18					
88			1	17					
89			2	11					
90			6	11					
91			2	20					
92			3	10					
93		1	6	17					
94		1	3	9					
95			8	11					
96		1	2	12					
97			4	12					
98			4	9					
99			4	10					
100			7	5					
101			1	6					
102			2	5					
103			8	6					
104			5	12					
105			3	6					
106			2	11					
107			4	2					
108			2	2					
109			1	5					
110				6					
111			2	9					
112			1	2					
113			1	3					
114			2	4					
115				5					
116			3	6					
117			1	2					
118				8					
119			1	3					
120				3					
121			1	46					
122			1						
123									
124									
125			2						
126			2						
127									
128			2						
129			2						
130			3						
131			2						
132			2						
133			2						
134			1						
135									
136									
137			3						
138			2						
139									
140			1						
141			7						
142									
143									
144									
145		1							
計	188	471	663	905	517	133	73	27	13
								合計	2,990

研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13		1			1
14					
15			1		
16					
17		7	1		1
18		1			2
19		1			
20			1		
21		5	1		2
22		1	4		2
23			1		
24			1	2	
25		1	2		1
26		1	4	2	1
27			2		2
28			1	1	
29		5	1		1
30			2		
31			1	2	1
32			1	1	1
33		2			
34		1			1
35			1	2	
36				2	
37		2		1	2
38		1	2		2
39		3	1		1
40				1	4
41		1	1	2	12
42		2		1	
43			2	1	
44		1		1	
45		2	1	1	
46		1			
47		2	1	1	
48		1	2		
49		3			
50		1			
51		2	3		
52					
53			1	15	
54		3			
55					
56			3		
57			1		
58		2			
59			1		
60			2		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61			3		
62			1		
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69			1		
70					
71					
72					
73		1			
74		1			
75					
76			1		
77					
78					
79					
80					
81			1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		58	53	36	37
				合 計	184

医療職給料表（一）

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				1
5				2
6		3		2
7				4
8				1
9		1		1
10		6		1
11				
12				
13	2	1		
14		1		
15				
16				
17	2			
18				
19				
20				
21	3			
22				
23				
24		1		
25	2			
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33			1	
34			1	
35				
36				
37				
38			1	
39		1		
40				
41				
42				
43				
44				

級 号給	1級	2級	3級	4級
45				
46				
47				
48				
49			1	
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59			1	
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	9	14	6	12
合 計				41

医療職給料表（二）

（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5		2				
6						
7				1		
8				1		
9		5	1			
10		1		1		
11						
12		1				
13		1	4			
14				3		1
15						
16		1		3		1
17		3	4	1		2
18			1			
19			1	1	1	1
20						
21		3		1		
22					1	
23				1		
24					1	1
25				5		
26			2	2	2	
27				2		
28				1		
29				3		
30						1
31			1		1	
32				2	1	1
33			1	1	1	1
34					2	1
35			1		1	
36			1		2	
37			1	2	1	25
38			4		1	
39			1	2		
40				2		
41				2	1	
42				1		
43			1		1	
44				4	1	
45						
46			2		3	
47						
48						
49				1		
50				1	2	
51						
52				1		
53					9	
54						
55						
56						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58						
59				1		
60						
61				1		
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69				1		
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計		17	26	49	32	35
					合 計	159

医療職給料表（三）

（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7					1	
8						
9						
10			1			
11						
12						
13		5	2			
14						
15						
16		1				
17		5	3			
18						
19			2			
20					1	
21		3				
22					1	
23						
24		1				
25		8		1		
26		1	2	2		
27						
28		1				
29		3		1		
30		1	2	3		1
31						
32						
33		5	2	1		
34			3	1		
35			1			
36		1			1	1
37		1	1	2		1
38				1		1
39				1		1
40					1	
41						
42			1	1		1
43			1		1	
44				1	1	
45						1
46		1				
47			1			
48						
49						
50					1	
51						
52					1	
53						
54					2	2
55						
56						1
57					1	3
58						
59						
60				1		
61				1		
62				1	3	
63					1	
64			1	1	2	
65						
66					1	
67						
68						
69				1		
70						
71						
72						
73					1	
74					1	
75				1		
76					1	
77				1	1	
78				1		
79						
80				1		
81						
82						
83						
84				1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85				1	3	
86				1		
87						
88						
89						
90						
91				1		
92				2		
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109				1		
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		37	23	31	26	13
					合 計	130

高等学校等教育職給料表
(高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		20			
6					
7					
8					
9		22			
10					1
11		1			
12					1
13		25			3
14					3
15		4			4
16					6
17		32			
18					6
19	1	3			6
20					4
21		35			5
22					3
23		6			3
24					4
25	2	28			5
26					2
27		8			2
28		1			1
29	5	28			8
30		1			
31	1	4			
32		4			
33	6	34		1	
34		4			
35		10			
36	1	5		2	
37		37			
38	1	3			
39		7			
40		3		4	
41	2	28		2	
42		3			
43		9		2	
44	1	4		7	
45	4	37	1	6	
46		5		5	
47		11		1	
48		7		5	
49	4	35		6	
50		4			
51		9	1	4	
52		6		7	
53		28		4	
54		6		3	
55	1	14		1	
56		21		1	
57	2	29		6	
58		3		5	
59	1	13		3	
60	1	22	1	4	
61		32	1	1	
62		7	1	4	
63	1	9		1	
64		23		1	
65	1	25			
66	1	13		1	
67		11		2	
68		37	1	1	
69	2	23	1	7	
70		14			
71		9			
72		40			
73	3	17			
74		15	3		
75	3	11			
76		37			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
77		14	1		
78		12			
79	4	19	1		
80		19	1		
81	4	11			
82	2	14	4		
83	1	11	3		
84	2	35			
85	3	13	5		
86	3	16	1		
87	3	8	1		
88	1	34	3		
89	1	10	1		
90		16			
91		10	1		
92		23			
93	3	8			
94		17	2		
95	2	22			
96	1	21			
97	1	14			
98	2	25			
99		9			
100	1	28			
101		14			
102	2	15			
103		6	1		
104	1	13			
105		7	3		
106		21			
107	2	12			
108	1	16			
109	1	23			
110		32			
111		18			
112		26			
113		17			
114		33			
115		16			
116	1	22			
117	1	9			
118		31			
119		7			
120		16			
121	1	18			
122		32			
123		8			
124	1	27			
125		19			
126		23			
127		18			
128		24			
129		14			
130		23			
131		24			
132		22			
133	1	12			
134	1	32			
135		15			
136		24			
137		13			
138		34			
139		23			
140		34			
141		32			
142		77			
143		41			
144		62			
145		181			
146	1				
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	1				
計	93	2,537	38	97	67
				合 計	2,832

中学校・小学校教育職給料表

(中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					1
2					
3					
4					2
5					7
6					23
7					38
8					15
9					48
10					28
11					38
12					34
13					33
14					28
15					37
16					27
17		186			23
18					11
19		1			13
20					13
21		178			8
22					11
23		9			7
24		1	1		7
25	8	212			3
26					2
27		13			2
28					
29	7	206			2
30		1			
31		17			
32		1	2		
33	4	209			
34			2		
35		17			
36	1	5	1		
37	4	238			
38		6			
39		22			
40		9	1		
41	1	86			
42		3	1	1	
43	1	13		1	
44		15	1		
45		170			
46		5	1		
47		24		1	
48		16	5		
49	1	161		1	
50		23	2	3	
51		32	1	2	
52	1	24	4		
53	2	192		2	
54		14		3	
55	1	37	1	4	
56		20	4	7	
57		165	2	6	
58		21	3	8	
59		47	1	8	
60		17	8	6	
61	2	166	2	23	
62		18	3	18	
63		36	1	15	
64		8	8	14	
65	2	129	2	34	
66		24	3	10	
67		31	1	10	
68		83	3	31	
69	1	81	2	24	
70		25	10	21	
71		28	2	33	
72		80	1	15	
73		89	4	21	
74		27	5	20	
75		35	1	13	
76	2	94	5	15	
77		54	1	23	
78		27	3	10	
79		21	4	12	
80		99	5	15	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
81	1	51	5	12	
82		38	9	9	
83		23	7	9	
84		118	11	7	
85		33	3	6	
86		46	2	2	
87		20	5	3	
88		107	4	1	
89	1	33	7	13	
90		38	5		
91		23			
92		27	1		
93	1	27	2		
94		36	3		
95		18	2		
96		75	3		
97	1	21	3		
98		35			
99		16	3		
100		78	2		
101		17			
102		28	4		
103		18			
104		77	2		
105		27			
106		39			
107		25			
108		84			
109	1	19			
110		38			
111		38			
112		59			
113		25			
114		28			
115		16			
116		30			
117		24			
118		59			
119		20			
120		34			
121		30			
122		53			
123		24			
124		30			
125		18			
126		47			
127		11			
128		29			
129		22			
130		39			
131		20			
132		20			
133		14			
134		29			
135		19			
136		31			
137		20			
138		20			
139		18			
140		27			
141		18			
142		37			
143		17			
144		33			
145		13			
146		32			
147		20			
148		25			
149		15			
150		33			
151		34			
152		45			
153		67			
154		96			
155		80			
156		87			
157		275			
計	43	6,587	190	492	461
				合 計	7,773

学校栄養職員給料表

(中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
計					
				合 計	

特定任期付職員

(高度の専門的な知識経験または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号給	
1	
2	
3	1
4	1
5	1
6	
7	
計	3

(注)学校栄養職員給料表の適用者は0であるため、すべて空欄となっている。(第6表において同じ。)

行政職給料表（企業庁）

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5								2		
6										
7										
8										
9	3		2							
10			1							
11										
12										
13	1	3								
14			2							
15	1									
16			1							
17	1	3					1			
18			1				1			
19		1	1				1			
20			1							
21	1	2								
22		2	2							
23										
24			1				1			
25		3								
26		1								
27										
28										
29	3	1								
30			3	1						
31										
32										
33	1									
34			1	2						
35										
36				1						
37	2			1						
38										
39										
40			1	1						
41				2		1				
42			1							
43										
44										
45			1			6				
46						3				
47			1		1					
48				2		2				
49			2		1	1				
50				2	1	1				
51										
52			1	2		2				
53										
54			1							
55				1		1				
56				2						
57				1	1					
58					1					
59					2					
60				1	2					
61										
62				1	3	1				
63					1					
64					1					

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65						2					
66						2					
67						1					
68					1	1					
69	1						1				
70						3	1				
71						1					
72											
73											
74						7					
75						1					
76					1	1					
77						2					
78						2					
79						2					
80						1					
81											
82						2					
83						1					
84						3					
85					1	16					
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		14	16	24	23	62	20	4	2		
										合 計	165

行政職給料表（病院事業庁）

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5								1		
6										
7										
8										
9										
10			1							
11										
12			1							
13										
14			1							
15										
16										
17	1	1								
18										
19			1							
20			1							
21										
22		1	1							
23		1								
24			1							
25										
26			1							
27										
28			1							
29										
30			1							
31										
32										
33										
34										
35			1							
36				1						
37										
38										
39										
40										
41	1									
42				1						
43			1		1					
44			1	1		1				
45				2		1				
46						1				
47										
48			1	1						
49										
50			1		1					
51										
52										
53	1									
54					1	1				
55										
56						2				
57	1									
58					1					
59										
60										
61										
62										
63										
64										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65										
66					1					
67										
68										
69										
70										
71										
72					2					
73					1					
74										
75										
76										
77										
78					1					
79										
80										
81										
82										
83					1					
84					1					
85					2					
86										
87										
88										
89										
90										
91										
92										
93										
94										
95										
96										
97										
98										
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
特										
計	4	3	15	6	13	6		1		
								合計		48

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				3
6		1		2
7				
8				
9				
10		1		1
11				
12				
13	1			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20		1		
21	2			
22				
23				
24				
25	2			
26				
27				
28				
29				
30			1	
31				
32		1		
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39			1	
40				
41				
42				
43				
44				

級 号給	1級	2級	3級	4級
45				
46			2	
47				
48				
49			1	
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	5	4	5	6
			合 計	20

医療職給料表（二）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11				1		
12						
13						
14						
15			1			
16						
17						
18			1			
19						
20				1		
21			1			
22						
23						
24				1		
25						
26						
27						
28					1	
29						
30			2			
31			1	1		
32						
33						
34			1			
35				1		
36					1	1
37						3
38			1			
39			1			
40				1	1	
41						
42				2		
43						
44					1	
45						
46						
47						
48						
49						
50					1	
51						
52						
53						
54						
55						
56						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計			9	8	5	4
					合 計	26

医療職給料表（三）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		1	4			
14						
15						
16			1			
17		3	4			
18						
19						
20						
21		4		1		
22			1		1	
23						
24					3	
25		1		1		
26			2	1		
27						
28			1			
29		1	1		2	
30				2	1	1
31					1	
32			2	1	1	
33		2				
34			1	1		
35		1	1			2
36					1	1
37		3		2	1	1
38				2		
39		2		2		
40			1	2	1	1
41		2	1	1		
42		2		1		
43				1		1
44		1	3			
45				4		
46						
47				1		1
48				1	2	
49						
50		1		2	2	
51						
52				1	2	
53		1			3	
54					1	2
55					1	
56						
57					1	1
58				7	1	
59					1	
60				2		
61						
62				1	1	
63				2		
64				1	1	
65		1		3		
66						
67		1		1		
68						
69		1		1		
70				2	1	
71				1		
72		1			1	
73				1		
74						
75				1		
76						
77						
78				1		
79				1		
80				1	2	
81				1		
82						
83		1		1		
84					2	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85					5	
86						
87						
88						
89						
90				1		
91						
92						
93		1				
94						
95						
96						
97		1				
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		32	24	56	39	11
					合 計	162

給料月額7割措置の適用を受ける職員

給料表 \ 級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	177				1	4	172					
公安職	31					12	19					
研究職	7					7						
医療職（一）	—											
医療職（二）	4						4					
医療職（三）	6				1		5					
高等学校等教育職	181	1	178			2						
中学校・小学校教育職	228		220			8						
学校栄養職員	—											
合計	634											

行政職（企業庁）	1						1					
行政職（病院事業庁）	1						1					
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	1						1					
医療職（三）（病院事業庁）	9				1	3	5					
総計	646											

（注）該当人員0の級は空欄とした。

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

暫定再任用職員（フルタイム勤務の職員）

給料表	級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職		138				138							
公安職		4						4					
研究職		9				9							
医療職（一）		—											
医療職（二）		—											
医療職（三）		—											
高等学校等教育職		179	9	170									
中学校・小学校教育職		131		131									
学校栄養職員		—											
合計		461											

行政職（企業庁）		2				2							
行政職（病院事業庁）		—											
医療職（一）（病院事業庁）		—											
医療職（二）（病院事業庁）		—											
医療職（三）（病院事業庁）		2				2							

総計	465
----	-----

暫定再任用職員（短時間勤務の職員）及び定年前再任用短時間勤務職員

給料表	級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職		38				38							
公安職		31				2	9	20					
研究職		—											
医療職（一）		—											
医療職（二）		2					2						
医療職（三）		2						2					
高等学校等教育職		105	4	101									
中学校・小学校教育職		345		345									
学校栄養職員		—											
合計		523											

行政職（企業庁）		1				1							
行政職（病院事業庁）		—											
医療職（一）（病院事業庁）		—											
医療職（二）（病院事業庁）		—											
医療職（三）（病院事業庁）		—											

総計	524
----	-----

（注）該当人員0の級は空欄とした。

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数
行政職給料表

(単位 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	13										13
19	30										30
20	27										27
21	40										40
22	133										133
23	114										114
24	131										131
25	27	101									128
26	8	134									142
27	14	148									162
28	6	112									118
29	1	98									99
30	3	7	90								100
31	5	7	88								100
32	2	2	93								97
33	2	3	94			2					101
34	4		100			1					105
35	1	2	82			2					87
36	1		100								101
37	1		116	1							118
38	2		113			1					116
39	2	1	44	53	1						101
40			20	76							96
41	1		15	75							91
42		1	6	83	1						91
43	1	1	4	78	11				1		96
44			7	63	6						76
45			6	54	18						78
46		2	6	30	29						67
47			4	38	55	1					98
48		1	5	25	79						110
49				25	89	3			1		118
50				27	74	16					117
51				14	89	24					127
52			2	25	101	32	5				165
53				28	87	42	3				160
54			1	7	81	108	8	1			206
55			2	10	73	98	13	3			199
56		1	1	13	63	96	20	6	2		202
57		1	2	8	58	90	18	8	7		192
58				5	58	82	27	11	3	1	187
59			1	8	35	71	16	7	4	2	144
60		1				1					2
61～	5	4			1		1				11
計	574	627	1,002	746	1,009	670	111	36	18	3	4,796

公安職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	20									20
19	25									25
20	30									30
21	24									24
22	56									56
23	14	45								59
24	1	74								75
25	7	59	1							67
26	3	51	7							61
27	2	52	3							57
28		49	25	1						75
29	2	42	25							69
30	2	40	20	4						66
31	1	18	51	7			1			78
32	1	10	48	13						72
33		3	42	15						60
34		4	54	18						76
35		5	47	20						72
36		4	35	32	1					72
37		4	38	43	5					90
38		4	48	54	5					111
39		2	26	74	6	1				109
40			27	57	12	1				97
41		1	25	62	14	4				106
42			13	66	16	3				98
43		1	28	53	24	4		1		111
44		1	13	59	26	15				114
45		1	11	69	32	7	5			125
46			20	36	29	8	3			96
47			12	47	22	14	4			99
48			5	32	43	9	6			95
49			5	18	34	5	6			68
50		1	3	19	25	9	8	3		68
51			3	24	48	15	8	3		101
52			6	11	25	8	8	6		64
53			8	27	30	8	5	2	2	82
54			3	8	27	5	4	1	2	50
55			2	11	22	2	4	4	4	49
56			2	9	7	7	1	1	3	30
57			4	7	20	4	2	3	1	41
58			2	5	33	3	4	1		48
59			1	4	11	1	4	2	1	24
60										
61~										
計	188	471	663	905	517	133	73	27	13	2,990

研究職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22		1				1
23						
24		1				1
25		7				7
26		7				7
27		3				3
28		7				7
29		3				3
30		3				3
31		5				5
32		3				3
33		3				3
34		7				7
35		5				5
36		1	7			8
37			7			7
38			7			7
39		1	2			3
40			3			3
41			1			1
42			6			6
43			8			8
44			5			5
45			4			4
46		1	1	2		4
47				2		2
48			1	4	1	6
49				3	1	4
50			1	6		7
51				4	1	5
52				1	2	3
53				1	1	2
54				7	5	12
55				2	3	5
56					5	5
57				3	4	7
58					10	10
59				1	4	5
60						
61~						
計		58	53	36	37	184

医療職給料表（一）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27	1				1
28	3				3
29	3				3
30		2			2
31	1	3			4
32		1			1
33		1			1
34		1			1
35		2			2
36					
37		2			2
38					
39		1			1
40					
41		1			1
42					
43					
44			1		1
45					
46					
47					
48			1		1
49			1	1	2
50					
51				1	1
52				1	1
53					
54					
55					
56					
57				1	1
58					
59					
60					
61~			3	8	11
計	9	14	6	12	41

医療職給料表（二）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		2					2
23		5					5
24		5					5
25		2					2
26		1					1
27			4				4
28			4				4
29			3				3
30							
31			2				2
32			1				1
33			4				4
34		1	3				4
35							
36			3	2			5
37			1	2			3
38				5			5
39				7			7
40				5			5
41				5			5
42		1		4			5
43			1	5			6
44				4	3		7
45				2	1		3
46				2	1		3
47					4		4
48				1	1		2
49				1	5		6
50					4	2	6
51				1	3	3	7
52				3	1	2	6
53					1	5	6
54					4	2	6
55					2	4	6
56					1	2	3
57						6	6
58					1	4	5
59						5	5
60							
61～							
計		17	26	49	32	35	159

医療職給料表（三）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		4					4
23		6					6
24		2					2
25		8					8
26		3					3
27		8					8
28		1	2				3
29			2				2
30			4				4
31			2				2
32		1					1
33		1	5				6
34		1		1			2
35		1	1	4			6
36				1	1		2
37			2	1	1		4
38			1				1
39		1	1		1		3
40				1			1
41			1				1
42			1	2			3
43				1			1
44				1			1
45				1	3		4
46					1		1
47			1	2	3		6
48				1	4		5
49				2	2		4
50				3	2		5
51				2	1		3
52				3	2		5
53				2	1	2	5
54					2	2	4
55						2	2
56				1			1
57						2	2
58				2	2	2	6
59						2	2
60						1	1
61～							
計		37	23	31	26	13	130

高等学校等教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22	3	18				21
23	4	23				27
24	8	28				36
25		33				33
26	3	40				43
27	4	39				43
28	2	39				41
29	2	45				47
30	3	59				62
31	1	47				48
32	2	55				57
33	3	62				65
34	1	55				56
35	3	61				64
36	1	77				78
37	7	90				97
38	4	77				81
39	8	80				88
40	5	97	1			103
41	5	59	1			65
42	3	69	1			73
43	2	63	1			66
44	3	75				78
45	1	58	3	1		63
46	1	83	3	3		90
47	1	64	1	3		69
48		78	1	10		89
49	2	89	3	8		102
50		89	2	11		102
51	2	91	3	7	2	105
52	1	78	2	11	2	94
53		96	1	10	4	111
54	3	93	3	9	12	120
55	1	76	1	6	10	94
56	2	83	2	5	8	100
57	2	81	5	5	13	106
58		92	3	4	9	108
59		95	1	4	7	107
60						
61～						
計	93	2,537	38	97	67	2,832

中学校・小学校教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22	7	178				185
23	7	184				191
24	5	229				234
25	5	221				226
26	1	218				219
27	1	257				258
28		216				216
29	2	208				210
30	1	252				253
31	1	237				238
32	1	248				249
33	1	259				260
34	2	243	1			246
35		231				231
36	2	215	2			219
37		208	2			210
38		216	2			218
39	1	170	8			179
40		169	5			174
41		148	4			152
42		179	16			195
43	1	158	12	4		175
44		154	11	1		166
45		137	17	6		160
46	2	119	11	14		146
47		127	17	37		181
48	1	118	19	36	1	175
49		105	7	40		152
50	1	106	8	45	2	162
51		116	8	51	9	184
52		89	6	47	12	154
53		123	8	59	19	209
54	1	107	4	45	40	197
55		120	7	33	56	216
56		119	4	24	64	211
57		142	2	21	74	239
58		149	5	16	100	270
59		112	4	13	84	213
60						
61～						
計	43	6,587	190	492	461	7,773

学校栄養職員給料表

特定任期付
職員

合 計

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	年齢		年 齢	人 員
18							18		18	33
19							19		19	55
20							20		20	57
21							21		21	64
22							22		22	402
23							23		23	402
24							24		24	484
25							25		25	471
26							26		26	477
27							27		27	536
28							28		28	467
29							29		29	436
30							30		30	490
31							31		31	477
32							32		32	481
33							33		33	500
34							34		34	497
35							35		35	467
36							36	1	36	486
37							37	1	37	532
38							38		38	539
39							39		39	491
40							40		40	479
41							41		41	422
42							42		42	471
43							43		43	463
44							44		44	448
45							45		45	437
46							46		46	407
47							47		47	459
48							48		48	483
49							49		49	456
50							50		50	467
51							51		51	533
52							52		52	492
53							53		53	575
54							54		54	595
55							55		55	571
56							56		56	552
57							57		57	594
58							58		58	634
59							59		59	500
60							60		60	3
61～							61～	1	61～	23
計							計	3	計	18,908

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	3										3
19	1										1
20	2										2
21	1										1
22	3										3
23											
24	2										2
25	1	3									4
26		3									3
27		3									3
28		6									6
29		1									1
30			3								3
31			2								2
32			3								3
33			2								2
34			4								4
35			2								2
36			1								1
37			3								3
38			3								3
39				3							3
40	1		1	3							5
41											
42				3							3
43				3							3
44				3	1						4
45				3	1						4
46				1	1						2
47				1	8						9
48				1	6						7
49				1	6						7
50					7						7
51					7						7
52					8	1					9
53					3	2					5
54						3					3
55					3	6					9
56				1	3	3	2	1			10
57					3	3					6
58					4	1					5
59					1	1	2	1			5
60											
61～											
計	14	16	24	23	62	20	4	2			165

行政職給料表（病院事業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20	1										1
21											
22											
23											
24											
25	1										1
26		1									1
27		1									1
28	1	1									2
29											
30			1								1
31											
32	1		2								3
33			2								2
34			4								4
35											
36			2								2
37			1								1
38			2								2
39			1								1
40											
41				2							2
42				2							2
43				2							2
44											
45					1						1
46											
47					2						2
48					1						1
49											
50											
51											
52					3						3
53					1	1					2
54					1						1
55						3		1			4
56					1	1					2
57					1						1
58					1	1					2
59					1						1
60											
61～											
計	4	3	15	6	13	6		1			48

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27	1				1
28	2				2
29	1				1
30					
31		2			2
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38		1			1
39		1			1
40					
41					
42					
43					
44			1		1
45					
46	1		2		3
47					
48			1		1
49			1		1
50				1	1
51					
52					
53				1	1
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60				1	1
61～				3	3
計	5	4	5	6	20

医療職給料表（二）（病院事業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31			1				1
32			3				3
33			3				3
34			1				1
35							
36							
37							
38							
39				1			1
40							
41							
42				1			1
43							
44				3			3
45			1	2			3
46							
47							
48					1		1
49					2		2
50					1		1
51					1		1
52							
53							
54				1		2	3
55							
56						1	1
57							
58						1	1
59							
60							
61～							
計			9	8	5	4	26

医療職給料表（三）（病院事業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		1					1
23		2					2
24		3					3
25		2					2
26							
27		3					3
28		1	4				5
29		6	2				8
30							
31			3				3
32			1				1
33							
34		1	2	1			4
35			1	1			2
36		1	2				3
37			1	4			5
38		1	1				2
39			2	1			3
40		1	1	4	1		7
41		2		1	4		7
42		1		3	1		5
43		1		2			3
44			1	3	2		6
45				6	1		7
46		1	1	2	4		8
47				4	1		5
48		2	1	4	1	1	9
49				6	3		9
50		1		4	2	2	9
51			1	1	3		5
52		1		1	1	1	4
53				1	2	1	4
54				3	6	1	10
55				3	3		6
56		1		1	1	2	5
57					1	1	2
58					1	2	3
59					1		1
60							
61～							
計		32	24	56	39	11	162

総 計

年 齢	人 員
18	36
19	56
20	60
21	65
22	406
23	404
24	489
25	478
26	481
27	544
28	482
29	446
30	494
31	485
32	491
33	507
34	510
35	471
36	492
37	541
38	547
39	500
40	491
41	431
42	482
43	471
44	462
45	452
46	420
47	475
48	502
49	475
50	485
51	546
52	508
53	587
54	612
55	590
56	570
57	603
58	645
59	507
60	4
61～	26
計	19, 329

給料月額7割措置の適用を受ける職員

給料表 \ 年齢	計	60	61	62	63	64
行政職	177	88	89			
公安職	31	20	11			
研究職	7	2	5			
医療職（一）	—					
医療職（二）	4	3	1			
医療職（三）	6	4	2			
高等学校等教育職	181	90	91			
中学校・小学校教育職	228	120	108			
学校栄養職員	—					
合計	634	327	307	—	—	—
行政職（企業庁）	1		1			
行政職（病院事業庁）	1	1				
医療職（一）（病院事業庁）	—					
医療職（二）（病院事業庁）	1	1				
医療職（三）（病院事業庁）	9	3	6			
総計	646	332	314	—	—	—

（注）該当人員0の年齢は空欄とした。

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

暫定再任用職員（フルタイム勤務の職員）

給料表 \ 年齢	計	60	61	62	63	64
行政職	138			67	38	33
公安職	4			3	1	
研究職	9			3	6	
医療職（一）	—					
医療職（二）	—					
医療職（三）	—					
高等学校等教育職	179			59	67	53
中学校・小学校教育職	131			60	35	36
学校栄養職員	—					
合計	461	—	—	192	147	122
行政職（企業庁）	2				1	1
行政職（病院事業庁）	—					
医療職（一）（病院事業庁）	—					
医療職（二）（病院事業庁）	—					
医療職（三）（病院事業庁）	2			1		1
総計	465	—	—	193	148	124

暫定再任用職員（短時間勤務の職員）及び定年前再任用短時間勤務職員

給料表 \ 年齢	計	60	61	62	63	64
行政職	38	6	6	9	11	6
公安職	31	6	9	15	1	
研究職	—					
医療職（一）	—					
医療職（二）	2	2				
医療職（三）	2		1	1		
高等学校等教育職	105	6	13	22	34	30
中学校・小学校教育職	345	38	52	83	97	75
学校栄養職員	—					
合計	523	58	81	130	143	111
行政職（企業庁）	1				1	
行政職（病院事業庁）	—					
医療職（一）（病院事業庁）	—					
医療職（二）（病院事業庁）	—					
医療職（三）（病院事業庁）	—					
総計	524	58	81	130	144	111

（注）該当人員0の年齢は空欄とした。

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位 人)

給料表	学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計
行政	1	348	70	156		574
	2	533	39	54	1	627
	3	852	70	79	1	1,002
	4	539	78	128	1	746
	5	629	112	267	1	1,009
	6	522	26	121	1	670
	7	106		5		111
	8	34	1	1		36
	9	17	1			18
	10	3				3
職公	計	3,583	397	811	5	4,796
	1	58	9	120	1	188
	2	300	13	157	1	471
	3	432	39	192		663
	4	624	64	216	1	905
	5	354	23	140		517
	6	102	3	28		133
	7	48	3	22		73
	8	16	1	10		27
	9	6		7		13
職安	計	1,940	155	892	3	2,990
	1					—
	2	57		1		58
	3	52	1			53
	4	34	2			36
	5	37				37
	計	180	3	1	—	184
職医療(一)	1	9				9
	2	14				14
	3	6				6
	4	12				12
	計	41	—	—	—	41
職医療(二)	1					—
	2	17				17
	3	25	1			26
	4	42	7			49
	5	25	7			32
	6	30	5			35
	計	139	20	—	—	159
職医療(三)	1					—
	2	30	7			37
	3	15	8			23
	4	7	23	1		31
	5	11	15			26
	6	2	11			13
	計	65	64	1	—	130
高校等教育職	1	81	10	2		93
	2	2,479	42	16		2,537
	特2	38				38
	3	97				97
	4	66	1			67
	計	2,761	53	18	—	2,832
中小学校教育職	1	41	2			43
	2	6,309	278			6,587
	特2	188	2			190
	3	485	7			492
	4	459	2			461
	計	7,482	291	—	—	7,773
学校栄養職員	1					—
	2					—
	3					—
	4					—
	5					—
	計	—	—	—	—	—
特定任期付職員		3				3
合 計		16,194	983	1,723	8	18,908

学歴 級		大 学	短 大	高 校	中 学	計
行 <						

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶 養 親 族 の あ る 職 員	うち扶養親族で ある子を有する者	
		うち扶養親族で ある子を有する者	うち子以外の 扶養親族を有する者
1 人	2,541 人	2,378 人	163 人
2 人	3,213	3,185	74
3 人	902	902	20
4 人	119	119	9
5 人	13	13	—
6人以上	6	6	—
計	6,794	6,603	266

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2において同じ。)

2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。

(その2、第9表及び第10表において同じ。)

その2 扶養手当の状況

項目 給料表	手当受給者数	手 当 受 給 者 1 人 あ た り 手 当 月 額	
		平 均 扶 養 親 族 数	
行 政 職	1,567 人	24,594 円	1.7 人
公 安 職	1,638	26,574	1.9
研 究 職	73	23,945	1.7
医 療 職 (一)	11	26,818	1.8
医 療 職 (二)	45	26,067	1.8
医 療 職 (三)	34	23,676	1.7
高 校 等 教 育 職	1,074	26,241	1.8
中 小 校 教 育 職	2,352	25,478	1.8
学 校 栄 養 職 員	—	—	—
特 定 任 期 付 職 員	—	—	—
平 均 (計)	6,794	25,640	1.8

第9表 住居手当の状況

区分 給料表	手 受 給 者 当 数	うち配偶者の居る 住家・借間		家賃等 平均負担 の額	手当 受給 者 の 額	うち配偶者の居る 住家・借間
		住家・借間	住家・借間			
行政職	1,063 人	—	—	57,897 円	25,833 円	—
公安職	369	—	—	58,289	26,237	—
研究職	54	—	—	57,726	25,806	—
医療職（一）	13	—	—	68,911	25,346	—
医療職（二）	29	—	—	58,948	26,103	—
医療職（三）	34	—	—	59,441	26,085	—
高等学校等教育職	690	—	—	58,020	26,044	—
中学校・小学校教育職	1,733	—	—	58,839	26,321	—
学校栄養職員	—	—	—	—	—	—
特定任期付職員	—	—	—	—	—	—
計	3,985	—	—	58,419	26,121	—

第10表 通勤手当の状況

区 分		交通機関利用者		交通用具使用者		併用者		計	
		人 員	手当受給者 1人あたり 手当月額	人 員	手当受給者 1人あたり 手当月額	人 員	手当受給者 1人あたり 手当月額	人 員	手当受給者 1人あたり 手当月額
給料表	行政職	1,236人	17,101円	2,426人	9,541円	386人	34,543円	4,048人	14,233円
	公安職	183	17,709	2,028	9,604	76	39,227	2,287	11,237
	研究職	19	18,206	124	11,840	12	65,079	155	16,742
	医療職（一）	2	24,516	23	8,970	3	69,795	28	16,597
	医療職（二）	21	23,828	101	11,617	16	57,025	138	18,740
	医療職（三）	6	22,410	105	9,793	3	75,367	114	12,183
	高校等教育職	91	20,257	2,388	9,724	84	50,469	2,563	11,434
	中小校教育職	79	16,875	7,148	7,111	73	42,180	7,300	7,567
	学校栄養職員	—	—	—	—	—	—	—	—
	特任期付職定員	1	21,763	1	3,000	—	—	2	12,382
計		1,638	17,463	14,344	8,404	653	39,452	16,635	10,515
平均利用距離		23.5 km		13.0 km		44.5 km		15.3 km	
平均通勤所要時間		49.7 分		27.0 分		62.2 分		30.6 分	

(注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。

2 「併用者」には、交通用具使用者であって、有料の道路を利用する者を含む。

3 交通機関利用者に係る支給額は、1か月あたりの運賃等の月額とした。

Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、令和８年
職種別民間給与実態調査に基づいて作成した
ものである。

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 8 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 671 事業所

(2) 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記 3 の (1) に記載した事業所を組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 135 事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第 11 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

6,582 人（うち初任給関係職種 428 人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、5,724 人（うち初任給関係職種 388 人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 61,189 人であり、うち行政職に相当するものは 49,382 人である。

5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模	規 模 計	500 人 以 上		100 人 以 上	
			500 人 以 上		100 人 未 満	
産 業 計		115	57		58	
農業，林業、漁業、鉱業，採石業， 砂利採取業、建設業		2	1		1	
製 造 業		70	37		33	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業		17	7		10	
卸 売 業 ， 小 売 業		4	2		2	
金 融 業 ， 保 険 業 、 不動産業，物品賃貸業		3	2		1	
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医療，福祉、サービス業		19	8		11	

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が20所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下各表において同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模	計	500 人 以 上	100 人 以 下	100 人 以 上
事務・技術関係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒		円	円	円	
		短 大 卒		円	円	円	
		高 校 卒		円	円	円	
	新卒事務員	大 学 卒		円	円	円	
		短 大 卒	※	円	円	円	
		高 校 卒		円	円	円	
	新卒技術者	大 学 卒		円	円	円	
		短 大 卒	※	円	円	円	
		高 校 卒		円	円	円	
その他	新卒高等学校教諭	大 学 卒		—	—	—	
	準新卒医師	大 学 卒	※	円	円	円	
	準新卒薬剤師	大 学 卒	※	円	円	円	
	新卒栄養士	短 大 卒		—	—	—	
	準新卒看護師	養成所 卒		円	円	円	
	準新卒准看護師	養成所 卒		X	—	—	X

(注) 1. 「X」は、調査実人員1人であることを示す。

2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。

3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

4. 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和5年3月又は令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者（令和7年4月採用者を除く。）に限っている。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人 5	歳 57.4	円 830,762	円 487	円 830,275	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	3	58.0	822,512	0	822,512	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	56.5	842,362	1,172	841,190	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	工場長	15	54.0	823,630	909	822,721	
	大 学 卒	10	54.3	858,665	150	858,515	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	4	52.4	655,616	4,210	651,406	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	115	53.4	673,113	3,309	669,804	
	大 学 卒	84	53.1	689,871	1,874	687,997	
	短 大 卒	9	55.9	592,143	394	591,749	同 上
	高 校 卒	20	54.0	646,231	9,941	636,290	
	中 学 卒	2	51.3	592,741	4,818	587,923	
	技術部長	161	53.3	742,184	581	741,603	
	大 学 卒	105	52.9	754,730	740	753,990	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職（部長－課長間）
	短 大 卒	21	53.4	665,964	519	665,445	
	高 校 卒	35	54.6	735,171	92	735,079	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	62	53.1	639,447	6,651	632,796	
	大 学 卒	48	53.1	655,296	8,285	647,011	
	短 大 卒	7	52.3	589,420	557	588,863	
	高 校 卒	7	54.2	567,126	0	567,126	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう（以下（2）及び（3）において同じ。）。

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事務・技術関係職種	技術部次長	人	歳	円	円	円	前記事務部次長の備考欄参照
	大 学 卒	68	53.2	627,579	6,682	620,897	
	短 大 卒	45	53.0	627,774	5,088	622,686	
	高 校 卒	5	53.3	648,028	648	647,380	
	中 学 卒	18	53.6	621,208	12,710	608,498	
	事務課長	—	—	—	—	—	2係以上若しくは構成員10人以上の課の長または職能資格等が当該課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	301	50.0	590,943	6,071	584,872	
	短 大 卒	196	48.6	601,884	4,654	597,230	
	高 校 卒	34	52.9	574,824	10,103	564,721	
	中 学 卒	71	52.3	569,268	7,909	561,359	
	技術課長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	408	48.8	601,423	3,722	597,701	
	短 大 卒	225	47.2	609,190	2,879	606,311	
	高 校 卒	48	49.0	602,441	5,630	596,811	
	中 学 卒	135	51.9	585,897	4,710	581,187	
	事務課長代理	—	—	—	—	—	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等がこれらの者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職または中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	93	47.1	527,496	51,600	475,896	
	短 大 卒	64	44.8	519,117	53,030	466,087	
	高 校 卒	8	48.3	504,241	77,362	426,879	
	中 学 卒	21	52.8	555,917	40,845	515,072	
	技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	150	48.6	530,236	47,091	483,145	
	短 大 卒	85	46.6	535,413	33,496	501,917	
	高 校 卒	13	52.3	518,371	64,574	453,797	
	中 学 卒	52	51.7	522,855	69,839	453,016	
	事務係長	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	165	47.1	464,271	64,989	399,282	
	短 大 卒	89	44.6	468,843	67,956	400,887	
	高 校 卒	16	50.4	439,944	65,723	374,221	
	中 学 卒	57	49.0	465,397	61,543	403,854	
	事務係長	3	54.3	462,207	52,501	409,706	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう（以下（2）及び（3）において同じ。）。

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	人 261	歳 46.6	円 534,096	円 107,968	円 426,128	前記事務係長の備考欄参照
	大 学 卒	97	44.4	511,403	104,251	407,152	
	短 大 卒	22	45.4	474,303	84,520	389,783	
	高 校 卒	140	48.0	556,800	114,078	442,722	
	中 学 卒	2	46.3	437,299	64,090	373,209	
	事務主任	215	45.0	443,181	63,182	379,999	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	109	41.1	456,554	72,119	384,435	
	短 大 卒	21	49.4	447,897	71,553	376,344	
	高 校 卒	83	48.7	425,114	49,399	375,715	
	中 学 卒	2	44.3	465,456	90,841	374,615	
	技術主任	439	42.7	505,358	93,187	412,171	同 上
	大 学 卒	170	39.3	508,331	95,228	413,103	
	短 大 卒	46	44.0	491,178	85,993	405,185	
	高 校 卒	213	44.9	501,981	92,394	409,587	
	中 学 卒	10	50.5	565,576	101,112	464,464	
	事務係員	1,420	40.1	365,260	45,151	320,109	
	大 学 卒	651	35.9	384,516	52,845	331,671	
	短 大 卒	211	43.0	324,164	31,123	293,041	
	高 校 卒	548	43.6	358,868	41,818	317,050	
	中 学 卒	10	50.7	298,614	17,156	281,458	
	技術係員	1,458	37.2	409,529	62,155	347,374	
	大 学 卒	684	36.1	431,489	73,294	358,195	
	短 大 卒	130	36.1	372,118	46,663	325,455	
	高 校 卒	636	38.7	388,092	51,096	336,996	
	中 学 卒	8	47.1	492,801	73,014	419,787	

(注) 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう（以下（2）及び（3）において同じ。）。

(2) 規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人 5	歳 57.4	円 830,762	円 487	円 830,275	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	3	58.0	822,512	0	822,512	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	56.5	842,362	1,172	841,190	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工場長	13	54.3	833,628	1,012	832,616	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	9	54.4	861,976	160	861,816	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	3	53.3	651,588	5,846	645,742	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	61	53.0	724,553	1,093	723,460	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	49	52.8	736,173	1,166	735,007	
	短 大 卒	3	56.7	579,678	1,482	578,196	
	高 校 卒	8	53.7	706,128	762	705,366	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術部長	124	53.6	772,981	586	772,395	同 上
	大 学 卒	79	53.0	788,789	730	788,059	
	短 大 卒	17	54.1	690,093	662	689,431	
	高 校 卒	28	55.1	757,152	95	757,057	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	37	53.2	690,315	7,982	682,333	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	31	53.0	700,329	9,027	691,302	
	短 大 卒	4	52.2	596,516	1,137	595,379	
	高 校 卒	2	58.5	658,436	0	658,436	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術部次長	38	53.6	676,912	1,643	675,269	同 上
	大 学 卒	27	53.5	674,086	2,102	671,984	
	短 大 卒	2	56.5	762,085	1,710	760,375	
	高 校 卒	9	53.0	666,708	0	666,708	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 8 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人 194	歳 50.0	円 631,615	円 3,048	円 628,567	2 係以上若しくは 構成員 10 人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	128	48.2	643,181	4,519	638,662	
	短 大 卒	18	53.0	607,246	282	606,964	
	高 校 卒	48	53.4	611,398	335	611,063	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	277	48.5	626,920	3,166	623,754	同 上
	大 学 卒	158	46.7	630,251	2,541	627,710	
	短 大 卒	31	48.2	639,146	7,774	631,372	
	高 校 卒	88	52.4	615,489	2,965	612,524	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	61	46.2	566,174	70,898	495,276	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下 4 人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	42	43.9	557,638	72,565	485,073	
	短 大 卒	6	47.1	532,242	106,546	425,696	
	高 校 卒	13	51.7	598,194	56,403	541,791	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	58	47.5	562,844	32,697	530,147	同 上
	大 学 卒	39	45.7	570,150	26,795	543,355	
	短 大 卒	5	52.3	544,940	62,098	482,842	
	高 校 卒	14	52.3	542,415	44,576	497,839	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	74	47.7	487,199	80,159	407,040	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	41	43.8	500,151	93,529	406,622	
	短 大 卒	7	51.2	471,077	76,714	394,363	
	高 校 卒	25	51.0	478,591	68,280	410,311	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	114	48.1	583,871	125,627	458,244	同 上
	大 学 卒	30	46.2	564,620	122,904	441,716	
	短 大 卒	8	43.5	501,576	112,467	389,109	
	高 校 卒	76	49.2	599,375	127,999	471,376	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務主任	人 129	歳 45.8	円 473,051	円 69,594	円 403,457	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	61	40.6	492,575	84,637	407,938	
	短 大 卒	14	51.3	475,944	76,652	399,292	
	高 校 卒	52	50.0	451,729	50,664	401,065	
	中 学 卒	2	44.3	465,456	90,841	374,615	
	技術主任	316	43.0	520,192	93,684	426,508	同 上
	大 学 卒	104	38.7	528,732	96,489	432,243	
	短 大 卒	30	43.8	514,880	95,750	419,130	
	高 校 卒	174	45.7	510,948	90,794	420,154	
	中 学 卒	8	51.9	574,234	97,988	476,246	
	事務係員	921	40.3	379,499	49,946	329,553	
	大 学 卒	414	35.2	401,285	60,336	340,949	
	短 大 卒	121	43.6	329,328	32,141	297,187	
	高 校 卒	380	44.4	372,838	45,008	327,830	
	中 学 卒	6	50.9	294,698	13,731	280,967	
	技術係員	1,031	37.7	419,944	64,446	355,498	
	大 学 卒	485	36.6	446,626	78,052	368,574	
	短 大 卒	83	35.6	375,217	49,835	325,382	
	高 校 卒	458	39.3	393,551	50,179	343,372	
	中 学 卒	5	46.7	498,213	71,168	427,045	

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事業 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	—	—	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工場長	2	51.4	735,295	0	735,295	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	1	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	54	54.0	601,655	6,386	595,269	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	35	53.8	610,714	3,086	607,628	
	短 大 卒	6	55.7	596,652	0	596,652	
	高 校 卒	12	54.3	592,333	18,201	574,132	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術部長	37	52.2	603,710	561	603,149	同 上
	大 学 卒	26	52.4	602,225	786	601,439	
	短 大 卒	4	51.2	578,162	0	578,162	
	高 校 卒	7	52.4	623,910	76	623,834	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	25	52.9	563,441	4,661	558,780	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職（部長一課長間）
	大 学 卒	17	53.1	568,714	6,858	561,856	
	短 大 卒	3	52.3	582,601	0	582,601	
	高 校 卒	5	52.6	534,179	0	534,179	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術部次長	30	52.8	567,793	12,790	555,003	同 上
	大 学 卒	18	52.3	558,469	9,555	548,914	
	短 大 卒	3	51.4	578,343	0	578,343	
	高 校 卒	9	54.1	582,903	23,410	559,493	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 8 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人 107	歳 49.9	円 497,750	円 12,999	円 484,751	2 係以上若しくは 構成員 10 人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	68	49.3	504,639	4,972	499,667	
	短 大 卒	16	52.7	523,585	25,622	497,963	
	高 校 卒	23	49.5	459,660	27,614	432,046	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	131	50.1	521,824	5,457	516,367	同 上
	大 学 卒	67	49.2	528,705	4,169	524,536	
	短 大 卒	17	51.0	517,599	675	516,924	
	高 校 卒	47	50.9	513,754	8,964	504,790	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	32	49.2	441,031	8,460	432,571	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下 4 人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	22	46.7	434,546	10,142	424,404	
	短 大 卒	2	51.5	430,318	318	430,000	
	高 校 卒	8	55.5	461,005	5,915	455,090	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	92	49.8	496,398	62,028	434,370	同 上
	大 学 卒	46	47.9	482,163	43,769	438,394	
	短 大 卒	8	52.4	498,612	66,415	432,197	
	高 校 卒	38	51.4	512,834	82,782	430,052	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	91	46.2	433,646	44,727	388,919	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	48	45.5	431,124	37,144	393,980	
	短 大 卒	9	49.2	389,033	47,748	341,285	
	高 校 卒	32	46.1	446,260	51,772	394,488	
	中 学 卒	2	53.5	486,423	100,111	386,312	
	技術係長	147	44.9	474,864	86,954	387,910	同 上
	大 学 卒	67	43.4	481,716	93,846	387,870	
	短 大 卒	14	47.4	445,985	55,502	390,483	
	高 校 卒	64	45.8	475,298	87,429	387,869	
	中 学 卒	2	46.3	437,299	64,090	373,209	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 8 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	人 86	歳 43.4	円 381,494	円 49,939	円 331,555	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	48	42.0	396,662	51,305	345,357	
	短 大 卒	7	43.8	366,284	56,715	309,569	
	高 校 卒	31	45.4	361,391	46,369	315,022	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	123	41.1	437,746	90,925	346,821	同 上
	大 学 卒	66	41.4	440,986	91,064	349,922	
	短 大 卒	16	44.8	410,882	52,940	357,942	
	高 校 卒	39	39.3	440,816	103,307	337,509	
	中 学 卒	2	36.5	479,284	132,256	347,028	
	事務係員	499	39.4	322,648	30,799	291,849	
	大 学 卒	237	37.5	339,554	32,759	306,795	
	短 大 卒	90	41.7	314,113	29,143	284,970	
	高 校 卒	168	40.8	301,966	28,829	273,137	
	中 学 卒	4	50.1	310,555	27,601	282,954	
	技術係員	427	34.3	351,583	49,409	302,174	
	大 学 卒	199	32.8	344,810	46,053	298,757	
	短 大 卒	47	37.6	361,505	35,798	325,707	
	高 校 卒	178	35.2	355,836	56,512	299,324	
	中 学 卒	3	48.9	466,952	81,830	385,122	

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種	
	企業規模 500 人以上	企業規模 100 人以上 500 人未満
10、9 級	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	
8 級	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長
7 級	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長
6 級	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長
5 級	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長
4 級	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理
3 級	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長
2 級	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任
1 級	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種
規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	{ 見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	1	X	X	X	X	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	役員を除く。
	大 学 教 授	15	58.7	663,323	0	663,323	
	大 学 准 教 授	17	48.7	540,942	0	540,942	
	大 学 講 師	1	X	X	X	X	
	大 学 助 教	9	44.8	461,738	0	461,738	
	高 等 学 校 校 長	1	X	X	X	X	同 上
	高 等 学 校 教 頭	5	59.0	525,217	315	524,902	
	高 等 学 校 教 諭	52	45.1	455,502	4,346	451,156	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	50.5	1,216,952	414	1,216,538	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上または構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	18	51.3	844,134	2,646	841,488	
	研 究 室 (係) 長	7	43.8	615,556	120,249	495,307	
	主 任 研 究 員	42	47.8	684,916	18,973	665,943	
	研 究 員	64	36.9	531,935	83,519	448,416	
	研 究 補 助 員	7	32.1	364,897	61,388	303,509	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	{ 部下に医師または歯科医師5人 以上(役員を除く。) 上記病院長に事故等のあるとき の職務代行者 部下に医師または歯科医師1人 以上
	副 院 長	3	59.0	1,487,787	220,000	1,267,787	
	医 科 長	6	55.0	1,488,129	121,959	1,366,170	
	医 師	32	40.6	977,728	241,999	735,729	
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X	
	薬 局 長	5	50.6	526,397	29,421	496,976	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	39	37.9	362,661	32,206	330,455	
	診 療 放 射 線 技 師	43	39.0	370,598	42,061	328,537	
	臨 床 検 査 技 師	53	36.7	340,438	33,706	306,732	
	栄 養 士	35	32.4	301,549	37,331	264,218	
	理 学 療 法 士	76	31.8	325,436	21,286	304,150	
	作 業 療 法 士	42	33.6	340,275	18,110	322,165	
	総 看 護 師 長	3	56.7	647,451	34,177	613,274	{ 部下に看護師長5人以上 部下に看護師または准看護師 5人以上
	看 護 師 長	55	49.4	508,867	39,945	468,922	
	看 護 師	158	38.0	376,405	51,208	325,197	
	准 看 護 師	26	41.1	330,166	11,727	318,439	

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三 重 県					全 国				
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	64.5 %	(90.5) %	(9.5) %	(0.0) %	35.5 %	61.9 %	(74.7) %	(24.9) %	(0.3) %	38.1 %
	500人以上	89.5	(91.7)	(8.3)	(0.0)	10.5	89.0	(81.7)	(18.3)	(0.0)	11.0
	100人以上 500人未満	39.8	(87.8)	(12.2)	(0.0)	60.2	54.3	(71.5)	(28.0)	(0.5)	45.7
高 校 卒	計	61.0	(88.1)	(11.9)	(0.0)	39.0	36.5	(78.4)	(21.3)	(0.3)	63.5
	500人以上	84.3	(94.1)	(5.9)	(0.0)	15.7	57.7	(86.1)	(13.9)	(0.0)	42.3
	100人以上 500人未満	38.0	(75.0)	(25.0)	(0.0)	62.0	30.5	(74.3)	(25.2)	(0.5)	69.5

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 特別給の支給状況

項目 区分		三 重 県	全 国	
			事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均給与 月額	下半期 (A1)	349,848 円	418,699 円	322,244 円
	上半期 (A2)	361,923	430,694	332,157
特別給の 支給額	下半期 (B1)	788,211 円	926,485 円	642,308 円
	上半期 (B2)	882,397	1,082,479	660,590
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)	2.25 月分	2.21 月分	1.99 月分
	上半期 (B2/A2)	2.44	2.51	1.99
年間の平均		4.69 月分	4.72 月分	

(注) 下半期は令和7年8月から令和8年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第16表 給与改定の状況

項目 役職 段階	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし
係 員	78.0 %	1.2 %	0.7 %	20.1 %	66.2 %	2.4 %	0.4 %	31.0 %
課長級	70.7 %	2.4 %	0.8 %	26.1 %	61.8 %	3.3 %	0.4 %	34.5 %

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第 17 表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
				増 額	減 額	変化なし		
三 重 県	係 員	97.3 %	97.3 %	32.0 %	9.3 %	56.0 %	0.0 %	2.7 %
	課 長 級	81.2	81.2	25.2	6.3	49.7	0.0	18.8
全 国	係 員	91.7	91.1	37.8	7.4	45.9	0.6	8.3
	課 長 級	85.3	84.4	35.0	6.2	43.2	0.8	14.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第 18 表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
三 重 県	53.5 %	46.5 %	47.8 %	52.2 %	48.9 %	51.1 %
全 国	55.2	44.8	51.0	49.0	50.2	49.8

Ⅲ 生計費関係資料

令和 8 年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、令和8年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）

その1 津市

注)10の位以下四捨五入

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,180 円	50,480 円	62,460 円	74,440 円	86,420 円
住居関係費	42,090	54,530	47,030	39,530	32,030
被服・履物費	4,670	5,170	7,220	9,260	11,310
雑費Ⅰ	26,050	32,620	45,210	57,790	70,380
雑費Ⅱ	10,120	19,530	22,830	26,130	29,430
計	111,110	162,330	184,750	207,150	229,570

その2 全国

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,380 円	52,640 円	65,130 円	77,620 円	90,120 円
住居関係費	51,480	66,690	57,520	48,340	39,170
被服・履物費	4,640	5,140	7,170	9,200	11,240
雑費Ⅰ	30,390	38,050	52,730	67,410	82,090
雑費Ⅱ	10,440	20,140	23,540	26,940	30,350
計	126,330	182,660	206,090	229,510	252,970

Ⅳ 労働経済

第20表 労働経済指標

年 月				令和7年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
項 目									
賃労働 金時 ・間 〔毎月勤労統計調査地方調査〕	きまって支給する給与			金 額	296,378 円	296,414	298,257	300,247	294,473
				前 月 年 比	2.4 %	1.8	1.4	2.5	1.3
	〔調 査〕 〔産業計〕	う ち 調 査 所 定 内	産 業 計	金 額	268,462 円	268,980	270,129	271,539	266,355
			一 般 者	金 額	330,460 円	330,535	332,438	335,071	328,836
		給 与		金 額	27,916 円	27,434	28,128	28,708	28,118
	総 実 労 働 時 間 数			時 間 数	142.6 時間	137.4	143.8	147.5	132.6
生 計 費 〔家調査〕	消 費 支 出 (名目)	全 世 帯	全 国 〔総務省統計局〕	金 額	325,717 円	316,085	295,419	305,694	313,977
			前 月 年 比	4.0 %	8.9	5.2	5.1	5.5	
		勤 労 者 世 帯	津 市 〔政策企画部統計課〕	金 額	281,483 円	273,466	296,338	293,436	314,418
			前 月 年 比	2.6 %	1.0	△ 1.8	2.4	0.2	
物 価	消 費 者 物 価 指 数	全 国 (総務省統計局)	金 額	363,182 円	351,466	323,202	338,900	347,325	
			前 月 年 比	5.3 %	10.3	7.7	8.4	9.0	
	国 内 企 業 物 価 指 数 (日 本 銀 行)	津 市 〔政策企画部統計課〕	金 額	336,746 円	322,745	357,241	296,490	303,154	
		前 月 年 比	26.4 %	11.1	34.8	△ 4.2	△ 7.2		
雇 用	有 効 求 人 倍 率 〔季 節 調 整 値〕	(全 生 労 働 国 省)		1.25 倍	1.23	1.22	1.22	1.21	
		(三 重 県 三 重 労 働 局)		1.16 倍	1.16	1.14	1.16	1.15	
	完 全 失 業 率 (季節調整値)	(全 国 総 務 省 統 計 局)		2.5 %	2.5	2.5	2.4	2.6	

- (注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。
- 2 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。
- 3 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」及び「国内企業物価指数」欄の「前年同月比」は、令和2年平均を100とする指数の対比である。

関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	令和8年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
297,328	300,822	299,981	298,735	303,392	306,911	308,612	313,186	312,006	320,996
2.0	1.4	1.2	2.0	4.1	6.0	6.2	5.7	5.3	7.7
268,373	270,790	270,592	269,272	272,189	276,271	276,584	281,442	281,225	287,117
331,648	334,407	333,903	332,458	331,726	335,266	334,699	337,594	339,036	344,248
28,955	30,032	29,389	29,463	31,203	30,640	32,028	31,744	30,781	33,879
139.1	145.9	140.3	138.3	135.8	138.1	141.2	147.9	133.6	147.6
12.5	13.1	12.9	12.6	12.9	13.0	13.2	13.6	12.6	13.7
303,214	306,872	314,242	351,522	307,584	289,391	334,701	328,969	320,345	290,886
5.3	0.3	6.3	△ 0.3	0.7	△ 0.4	△ 1.3	1.0	1.3	△ 1.5
281,641	318,988	334,091	315,791	326,984	350,543	372,106	316,277	292,973	329,220
6.1	13.6	16.3	11.0	15.0	19.5	7.0	12.4	7.1	11.1
339,762	338,977	350,349	374,127	334,790	319,797	374,892	364,781	353,443	310,420
10.2	3.5	10.7	△ 1.3	1.0	1.9	△ 2.1	0.4	0.6	△ 4.0
306,824	324,166	385,731	318,632	302,060	312,026	409,596	321,704	297,542	355,000
20.5	1.5	23.6	4.8	△ 7.1	△ 9.8	△ 8.5	△ 4.5	△ 7.8	△ 0.6
2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4	1.5	1.7
2.9	3.1	2.7	1.7	1.2	0.8	0.9	0.6	1.1	1.5
2.8	2.8	2.8	2.5	2.5	2.2	3.0	5.5	6.8	7.4
1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18
1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.20	1.22
2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5

V 経 年 統

第 2 1 表 部局別、給料表別職員数の状況

区分		平成 2 9 年		3 0		3 1		令和 2 年	
職員の区分		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
知 事 部 局	行 政 職	3,482	35	3,655	69	3,619	90	3,610	100
	研 究 職	194	2	189	3	187	4	186	3
	医 療 職（一）	36		40		42		43	
	医 療 職（二）	172	4	169	5	172	5	165	7
	医 療 職（三）	124	2	127	1	125	2	122	3
	特定任期付職員	2		2		2		2	
	小 計	4,010	43	4,182	78	4,147	101	4,128	113
警 察	行 政 職	340		343		340		336	
	公 安 職	3,016	7	3,022	7	3,045	7	3,043	8
	研 究 職	17		16		17		19	
	小 計	3,373	7	3,381	7	3,402	7	3,398	8
各 種 委 員 会	行 政 職	352	4	356	4	339	5	339	6
県 立 学 校 市 町 立 学 校	高 校 等 教 育 職	3,529	137	3,470	147	3,398	157	3,332	176
	中 小 校 教 育 職	8,525	102	8,378	141	8,109	161	7,941	190
	行 政 職	711	49	756	68	732	76	727	72
	学 校 栄 養 職 員	2		1	1	1	1		1
	小 計	12,767	288	12,605	357	12,240	395	12,000	439
計		20,502	342	20,524	446	20,128	508	19,865	566
企 業 庁	行 政 職	182		181	1	183	1	177	2
病 院 事 業 庁	行 政 職	48	1	54	2	54	2	54	2
	医 療 職（一）	16		19		18		18	
	医 療 職（二）	29		29		28		24	
	医 療 職（三）	164	2	162	1	162	1	166	2
知 事 部 局 等	現 業 職 員	291	42	21		14		4	
企 業 庁	現 業 職 員	2							
病 院 事 業 庁	現 業 職 員	8	1						
合 計		21,242	388	20,990	450	20,587	512	20,308	572

- (注) 1 令和 5 年以前の職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の再任用職員をいう。
- 2 令和 6 年以降の職員の区分欄における「再任用以外」とは暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の暫定再任用職員をいう。
- 3 該当人員 0 の欄は空欄とした。

計 資 料

(単位 人)

3		4		5		6		7		8	
再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
3,592	135	3,553	147	3,531	160	3,481	117	3,453	143	3,447	92
183	6	182	4	179	7	170	8	162	10	165	9
41		43		44		38		42		41	
165	8	168	7	162	4	150	2	161	1	159	
123	4	127	5	127	4	133	2	127		130	
3		3		2		2		3		3	
4,107	153	4,076	163	4,045	175	3,974	129	3,948	154	3,945	101
330		324	1	331	1	333	1	329	1	332	1
3,024	7	3,011	6	3,002	4	3,005	5	2,995	7	2,990	4
18		18		19		18		19		19	
3,372	7	3,353	7	3,352	5	3,356	6	3,343	8	3,341	5
335	8	333	8	333	7	332	7	330	7	328	5
3,206	219	3,104	263	3,017	320	2,928	258	2,856	261	2,832	179
7,873	223	7,833	248	7,777	248	7,706	177	7,767	200	7,773	131
715	66	737	66	728	72	712	45	699	52	689	40
1		1		1		2					
11,794	509	11,674	578	11,523	640	11,348	480	11,322	513	11,294	350
19,608	677	19,436	756	19,253	827	19,010	622	18,943	682	18,908	461
173	2	172	2	169	1	163	1	161	2	165	2
51	1	51	1	50		51		51		48	
17		18		16		17		22		20	
26		28		26		28		28		26	
162	2	164	3	165	3	164	3	158	5	162	2
20,037	682	19,869	762	19,679	831	19,433	626	19,363	689	19,329	465

第２２表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

(単位 職員数：人、平均給料月額：円、平均年齢：歳、平均経験年数：年)

区 分			平成29年	30	31	令和2年	3	4	5	6	7	8
行政職	一 般	職 員 数	4,174	4,354	4,298	4,285	4,257	4,210	4,195	4,146	4,112	4,107
		平均給料月額	349,321	349,622	348,484	346,412	343,147	340,170	337,141	337,186	342,967	350,720
		平 均 年 齢	43.3	44.2	44.2	44.1	43.8	43.6	43.2	42.8	42.3	41.9
		平均経験年数	21.5	22.6	22.6	22.5	22.1	21.8	21.4	21.0	20.5	20.0
	県 立	職 員 数	711	756	732	727	715	737	728	712	699	689
		平均給料月額	337,673	337,998	334,348	330,578	328,086	323,300	324,124	326,599	334,419	344,588
		平 均 年 齢	43.7	44.4	43.9	43.4	43.3	42.6	42.7	42.7	42.4	42.4
		平均経験年数	22.8	23.5	22.9	22.4	22.2	21.4	21.4	21.4	21.1	21.0
	学 校	職 員 数	4,885	5,110	5,030	5,012	4,972	4,947	4,923	4,858	4,811	4,796
		平均給料月額	347,626	347,902	346,427	344,115	340,981	337,657	335,216	335,634	341,725	349,839
		平 均 年 齢	43.4	44.2	44.2	44.0	43.7	43.4	43.1	42.8	42.3	42.0
		平均経験年数	21.7	22.7	22.6	22.5	22.1	21.7	21.4	21.1	20.6	20.1
公安職	計		職 員 数	3,016	3,022	3,045	3,043	3,024	3,011	3,002	3,005	2,995
			平 均 給 料 月 額	326,901	328,139	328,686	330,346	332,010	334,808	337,420	342,843	354,595
			平 均 年 齢	37.7	38.3	38.4	38.5	38.7	39.0	39.3	39.5	39.7
			平 均 経 験 年 数	16.7	17.2	17.3	17.5	17.6	17.9	18.1	18.4	18.6
研究職			職 員 数	211	205	204	205	201	200	198	188	184
			平 均 給 料 月 額	380,354	376,830	371,438	365,719	365,135	363,902	367,963	375,522	383,504
			平 均 年 齢	42.2	42.5	42.1	41.6	41.6	41.9	42.5	43.1	43.0
			平 均 経 験 年 数	19.2	19.5	19.1	18.5	18.5	18.7	19.3	20.0	19.9
医療職 (一)			職 員 数	36	40	42	43	41	43	44	38	42
			平 均 給 料 月 額	467,789	450,730	443,112	446,886	444,168	444,084	438,798	452,692	459,143
			平 均 年 齢	45.3	43.6	42.5	43.2	43.4	43.4	42.9	44.2	42.5
			平 均 経 験 年 数	19.9	18.8	17.9	18.5	19.0	19.6	18.9	20.1	18.6
医療職 (二)			職 員 数	172	169	172	165	165	168	162	150	161
			平 均 給 料 月 額	351,912	351,378	354,287	357,727	359,148	357,827	362,378	368,238	366,506
			平 均 年 齢	41.1	41.7	42.3	42.8	43.1	43.2	44.0	44.6	43.6
			平 均 経 験 年 数	17.6	18.5	19.3	19.9	20.2	20.2	20.9	21.5	20.6
医療職 (三)			職 員 数	124	127	125	122	123	127	127	133	127
			平 均 給 料 月 額	346,924	342,808	341,466	338,058	332,019	329,024	325,065	326,810	336,161
			平 均 年 齢	43.7	44.1	44.2	43.8	42.7	42.6	41.9	41.6	41.2
			平 均 経 験 年 数	20.2	20.1	20.7	20.1	19.2	19.1	18.3	18.1	17.7
高校等 教育職			職 員 数	3,529	3,470	3,398	3,332	3,206	3,104	3,017	2,928	2,856
			平 均 給 料 月 額	395,462	395,582	395,637	395,664	395,620	394,885	393,147	394,559	401,773
			平 均 年 齢	45.0	45.6	45.8	45.8	45.8	45.6	45.2	45.0	44.6
			平 均 経 験 年 数	22.3	22.8	23.0	23.1	23.1	22.8	22.4	22.2	21.9
中小校 教育職			職 員 数	8,525	8,378	8,109	7,941	7,873	7,833	7,777	7,706	7,767
			平 均 給 料 月 額	371,852	368,980	368,049	365,750	364,591	362,798	362,098	364,776	374,901
			平 均 年 齢	42.9	42.9	42.8	42.3	42.0	41.6	41.3	41.0	40.7
			平 均 経 験 年 数	20.4	20.4	20.3	19.8	19.5	19.1	18.8	18.5	18.2
学 校 栄 養 職 員			職 員 数	2	1	1	—	—	—	1	2	—
			平 均 給 料 月 額	378,350	364,500	368,800	—	—	—	193,300	207,100	—
			平 均 年 齢	50.5	43.0	44.0	—	—	—	22.0	23.0	—
			平 均 経 験 年 数	29.5	21.0	22.0	—	—	—	2.0	2.0	—
特 定 任 期 付 職 員			職 員 数	2	2	2	2	3	3	2	2	3
			平 均 給 料 月 額	545,000	545,000	545,000	545,000	601,667	601,667	545,000	549,000	563,333
			平 均 年 齢	50.0	51.5	52.5	53.5	49.5	48.5	51.0	52.0	47.2
			平 均 経 験 年 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計			職 員 数	20,502	20,524	20,128	19,865	19,608	19,436	19,253	19,010	18,943
			平 均 給 料 月 額	363,486	362,164	361,274	359,842	358,611	357,151	356,246	358,496	367,284
			平 均 年 齢	42.6	43.0	43.0	42.8	42.6	42.3	42.1	41.9	41.6
			平 均 経 験 年 数	20.4	20.9	20.8	20.7	20.5	20.2	19.9	19.7	19.4

区 分			年	平成29年	30	31	令和2年	3	4	5	6	7	8
行政職	企業庁	職 員 数		182	181	183	177	173	172	169	163	161	165
		平均給料月額		351,062	355,587	357,022	357,404	357,228	353,513	352,483	349,736	355,730	365,080
		平 均 年 齢		43.1	44.4	45.0	45.2	45.4	44.9	44.9	44.3	44.2	44.1
		平均経験年数		21.8	23.2	23.8	23.9	24.3	23.6	23.6	22.9	22.7	22.6
	病院	職 員 数		48	54	54	54	51	51	50	51	51	48
		平均給料月額		350,069	350,857	338,441	333,739	330,676	331,980	328,208	339,002	351,541	354,054
		平 均 年 齢		43.9	45.2	43.4	43.0	42.2	42.5	41.5	43.2	44.3	42.7
		平均経験年数		20.8	23.1	21.6	21.3	20.5	20.6	19.3	20.6	21.6	20.4
医療職 (一)	事業庁	職 員 数		16	19	18	18	17	18	16	17	22	20
		平均給料月額		446,488	435,411	423,989	417,289	446,035	434,406	457,181	461,947	475,564	494,375
		平 均 年 齢		42.2	41.4	40.3	39.3	43.7	42.4	44.6	44.9	45.5	44.7
		平均経験年数		18.7	16.3	15.4	15.4	18.7	17.7	19.9	20.1	19.9	19.9
医療職 (二)	事業庁	職 員 数		29	29	28	24	26	28	26	28	28	26
		平均給料月額		347,833	350,299	337,061	337,567	331,004	329,207	338,277	356,246	359,207	369,915
		平 均 年 齢		41.3	42.6	41.1	41.1	40.9	40.9	42.0	44.0	44.2	44.0
		平均経験年数		18.9	20.1	18.8	18.5	18.3	18.3	19.4	21.4	21.1	20.8
医療職 (三)	事業庁	職 員 数		164	162	162	166	162	164	165	164	158	162
		平均給料月額		329,645	332,847	333,940	331,646	335,308	333,096	332,839	334,604	344,491	350,530
		平 均 年 齢		43.1	44.3	44.9	44.7	45.0	44.8	44.7	44.5	44.6	44.0
		平均経験年数		17.1	19.2	19.6	19.3	19.8	19.6	19.6	19.4	19.5	18.9

現 業 員	知事部局等	職 員 数		291	21	14	4	—	—	—	—	—	—
		平均給料月額		365,667	382,943	387,843	392,125	—	—	—	—	—	—
		平 均 年 齢		50.0	54.4	55.5	57.3	—	—	—	—	—	—
		平均経験年数		30.5	35.6	36.7	38.8	—	—	—	—	—	—
	企業庁	職 員 数		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		平均給料月額		392,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		平 均 年 齢		56.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	病院事業庁	平均経験年数		36.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		職 員 数		8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		平均給料月額		368,125	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		平 均 年 齢		51.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		平均経験年数		31.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

総 計	職 員 数		21,242	20,990	20,587	20,308	20,037	19,869	19,679	19,433	19,363	19,329
	平 均 給 料 月 額		363,164	361,922	361,001	359,552	358,378	356,887	356,004	358,257	367,071	379,461
	平 均 年 齢		42.7	43.1	43.0	42.8	42.6	42.4	42.1	41.9	41.7	41.5
	平 均 経 験 年 数		20.6	20.9	20.9	20.7	20.5	20.2	20.0	19.7	19.5	19.3

(注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会事務局及び警察をいう。

